

平成24年第2回美幌町議会定例会会議録

平成24年3月 8日 開会

平成24年3月21日 閉会

平成24年3月9日 第2号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)

日程第 3 一般質問

5番 中 嶋 すみ江 君
1番 新 鞍 峯 雄 君
9番 坂 田 美栄子 君
8番 岡 本 美代子 君
2番 大 江 道 男 君

○出席議員

1番 新 鞍 峯 雄 君	2番 大 江 道 男 君
3番 早 瀬 仁 志 君	5番 中 嶋 すみ江 君
6番 松 浦 和 浩 君	7番 上 杉 晃 央 君
8番 岡 本 美代子 君	副議長 9番 坂 田 美栄子 君
10番 宗 像 密 瑠 君	11番 大 原 昇 君
12番 吉 住 博 幸 君	13番 橋 本 博 之 君
議長 14番 古 舘 繁 夫 君	

○欠席議員

4番 柏 葉 久 子 君

○地方自治法第121条の規定による出席説明者

美幌町長 土谷 耕治 君	教育委員会 会長 沖田 滋 君
監査委員 高木 清 君	

○地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

副町長 染谷 良 君	総務部長 浅野 俊伸 君
民生部長 馬場 博美 君	経済部長 平野 浩司 君
建設水道部長 磯野 憲二 君	病院事務長 大村 英則 君
会計管理者 鈴木 元春 君	事務連絡室長 糸屋 定春 君
総務主幹 高崎 利明 君	電算主幹 植木 恒則 君
住民活動主幹 丸山 俊夫 君	政策財務主幹 平井 雄二 君
契約財産主幹 村田 純一 君	税務主幹 大平 幸雄 君
環境生活主幹 谷川 明弘 君	児童支援主幹 佐藤 和恵 君
福祉主幹 井上 和俊 君	健康推進主幹 立花 八寿子 君
農政主幹 高木 恵一 君	公社主幹 広島 学 君
耕地林務主幹 伊成 博次 君	商工観光主幹 戸井田 准一 君
都市整備主幹 岩田 憲次 君	施設管理主幹 門別 孝志 君
住宅建築主幹 佐藤 修 君	水道主幹 澤 畠 雅俊 君

病院総務主幹	橋本美典君	事務連絡室次長	篠永幸男君
教 育 長	川崎俊郎君	教 育 部 長	佐藤庄一君
学校教育主幹	藤原豪二君	学校給食主幹	石田勇一君
社会教育主幹	小西守君	文化ホール 建設準備主幹	石坂聡君
スポーツ振興主幹	田村圭一君	農委事務局長	嶋田秀行君
選管事務局長 監査委員室長	武田孝司君		

○議会事務局出席者

事 務 局 長	高坂登貴雄君	次	長 荒井紀光子君
議 事 係 長	水上修一君	庶 務 係 長	松尾まゆみ君

午前10時00分 開会

◎開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから平成24年第2回美幌町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番早瀬仁志さん、5番中嶋すみ江さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、本日午後から3月19日まで欠席の旨届け出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（古館繁夫君） 日程第2 昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君）〔登壇〕 おはよう

ございます。

本日は3点について質問させていただきます。

1点目エコチル調査、子供の健康と環境に関する全国調査における妊婦さんへの参加協力推進についてであります。

子供の健康と環境に関する全国調査エコチル調査が、昨年8月以降から2013年までに誕生する赤ちゃんと母親を対象に本格的に始まっております。学校保健統計によりますと、ぜんそくの子供の数は20年前に比べ3倍から4倍にふえており、また、ダウン症候群や水頭症などの先天性異常の子供が産まれる頻度は、1970年代後半に比べ、2000年から2004年の間には約2倍にふえております。こうした変化は、子供の妊娠成長期に取り込む化学物質が、神経発達、免疫、アレルギーなどの構造に大きな影響を与えているからではないかと指摘があり、そこで化学物質を初め遺伝、生活習慣などの環境因子が子供の成長、発達にどのような影響を与えているかを10万組の母子を対象に調査することになりました。

大規模な調査で、環境省が実施するものであります。このたびのエコチル調査は、行政法人国立環境研究所が中心となり、全国15カ所の大学に設置されたユニットセンターで実施しております。北海道は、北海道大学環境健康科学研究センター内の北海道ユニットセンターを中心に、札幌、旭川、北見ユニットで行っております。北見地区ユニットは、日本赤十字北海道看護大学伊藤教授が、札幌医科大学と協力して調査を実施しております。北見地区ユニットのエコチル調査は、旧北見市、美幌町、訓子府町、津別町、置戸町が協力自治体となっております。調査協力産婦人科は、北見赤十字病院、山川ウィメンズクリニック、北見レディースクリニック、中村病院です。そこで出産される妊婦さんが対象です。

調査内容は、妊婦期、出産期、赤ちゃんの1カ月健診ごとに母乳や臍帯血の採取、母親

と赤ちゃんの血液、毛髪の採取などを行い、体内にある化学物質の種類と量を計測します。その後、生後6カ月から13歳まで、6カ月ごとにアンケート調査に加え、数年ごとに面談調査と身体測定を行い、生活習慣、生活環境などを調べます。登録期間は、昨年の2月から2013年の3年間で、北見地区ユニットは妊婦さんの半分の1,500人の登録が必要です。本町では、昨年の2月から11月までに母子手帳交付を受けた妊婦さんは134人です。このエコチル調査の説明を聞いた妊婦さんは58人で、そのうち調査に同意された方が40人です。%にしますと、29.9%でした。残すところ2年を切りましたが、各協力自治体で妊婦さんの50%以上の方に協力をお願いしていただく方針になっておりますが、今後の推進についてのお考えをお伺いいたします。

2点目であります。中学生のがん教育について。

日本対がん協会では、がんに負けない社会をつくるために、子供たちのがんのことを知ってもらうおうと、アニメ・DVDを使ったがん教育を進めております。DVDの題名は、がんちゃんの冒険です。おもに中学生を対象に制作したのになっておりますが、日本対がん協会は、このようにうたっております。がんの発病には、生活習慣が大きく影響しています。また、若い世代の子宮頸がん検診受診率が、極端に低いことに代表されますよう、日本人のがん検診率が低い原因の一つとして、がんに関する教育を受けていないことも上げられております。がんから身を守るには、子供の時にがんに関する基本的な知識を得ることが欠かせないので。

そのためにDVDは約20分で、主な内容はがん細胞に見立てたがんちゃんと、48歳独身男性のオジさんが登場し、日本人の2人に1人はがんになるの巻では、がんちゃんを肩に乗せて町を歩くオジさんが、多くの人の肩にがんちゃんに乗っているのを見て驚いたり、また、たばこがよくないですよの巻

では、自分の肩に乗ったがんちゃんにたばこを勧められたり、オジさんとがんちゃんの暮らしを17編のショートストーリーで描く中で、がんの基本的な知識をわかりやすく説明し、がん検診を受けることの大切さを訴えております。

また、中学校教員には、1学年当たり150枚、3学年450枚まで無料提供で、送料も日本対がん協会が負担することになっております。本町でも中学校からこのDVDを活用し、未来の宝である子供たちの身を守るために、予防の大切さを知ってもらうがん教育が重要と思いますが、お考えをお伺いいたします。

3点目であります。新年度開始の中学生体育必修授業の安全対策についてであります。

新しい学習指導要領完全実施に伴い、文部科学省が次のようにうたっております。武道は、武技・武術などから発生した我が国特有の文化であり、相手の動きに応じて基本動作や基本となるわざを身につけ、相手を攻撃したり、相手のわざを防御したりすることによって、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができる運動、武道に積極的に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視するとあり、新年度から中学校で武道が必修化されます。

相撲、剣道、柔道の三つの選択肢のうち、本町では柔道を必修すると伺っております。2月6日のNHKのテレビ番組クローズアップ現代で、「必修化は大丈夫か、多発する柔道事故」という題名で放映がありました。柔道の死亡事故は、内田良名古屋大学院准教授の報告では、「ほかのスポーツに比べて高く、部活動や授業中に中学・高校を合わせて、過去28年間で114名の子供が亡くなっております。また、275人が重い障害を負っています」と報告されています。

また、新聞紙上でも、安全面懸念も全国で事故、指導者不足とあり、大阪の堺市教育委員会及び名古屋市教育委員会では、大外刈り

など後頭部を打つおそれのある一部のわざを禁止する方針を固めており、事故やけがの回避に向けた動きが広がっております。

また、北海道柔道連盟の吉川賢司事務局長は、「半日程度の研修では安全性の確保は難しい。正しい指導で、事故は防げるが、そのために講習回数や内容を充実させるなどの指導者育成が急務だと指摘」と掲載されております。

全国柔道事故被害者の会の報告でも、ここ最近2009年には5名、2010年には6名、2011年にわかっているだけでも3名もの子供たちが、柔道練習中の事故で命を落としていると。また、全国柔道事故被害者の会は、子供の命を守るために本年2月7日に、平野博文文部科学大臣及び輿石幹事長に、本年4月から実施の武道必修化に向けて、事故防止対策の要望書を提出しております。

この要望書の内容は、大きな項目は二つで、一つ目は、国民が納得できる安全確保の仕組みの提示、二つ目として、中立的な第三者による事故調査委員会設置の義務づけ、その他4項目が記載され、詳細も記入されております。この観点から、本町の新年度からの武道必修化と安全対策についてお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 中嶋議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

がん教育、中学校体育必修授業については後ほど、教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

初めに、子供の健康と環境について、エコチル調査における妊婦への参加協力推進についてであります。平成22年3月に環境省は子供の健康と環境に関する全国調査、エコチル調査の基本計画を作成公表し、平成23年1月から平成44年3月末までの21年間調査を実施することとしました。

エコチル調査の目的については、環境要因が子供の健康に与える影響を明らかにすることで、特に化学物質の暴露や生活環境が胎児期から小児期にわたる子供の健康にどのような影響を与えるかについて調査し、化学物質の適切なリスク管理体制の構築につなげることとされています。調査の対象は、平成23年8月1日以降に出産予定の妊婦及び平成25年12月末までの妊婦を対象とし、妊婦の妊娠期から出産した子供が13歳に達するまで継続した調査が行われ、その後、全対象者が13歳に達した後の5年間はデータ分析が行われます。

調査に当たっては、独立行政法人国立環境研究所が、コアセンターとして調査研究の総合的な管理運営を行い、全国15カ所の大学・研究機関がユニットセンターを立ち上げ、調査やフォローアップを行っています。道内調査については、平成22年9月22日、エコチル調査北海道ユニット地域運営協議会を設立し、北海道ユニットセンターに属する北海道大学、札幌医科大学、旭川医科大学、日本赤十字北海道看護大学、美幌療育病院の関係者並びに札幌市、旭川市、北見市（旧北見市であります。）、訓子府町、置戸町、津別町及び美幌町の調査自治区医療機関、医療教育関係諸団体の協力のもと、円滑な調査を行っています。

また、北見地区においては、平成23年1月17日、日本赤十字看護大学が事務局となり、北見保健所管内の協力医療機関、医療、教育関係団体及び調査地区の市町・保健所の代表者、関係機関の有識者からなるエコチル調査北海道ユニット北見地区運営協議会が設立され、平成23年2月より調査が開始されたところであります。

御質問のありました調査同意の状況ですが、全国で3年間に10万人の妊婦の同意が目標となっており、エコチル調査北海道ユニット運営協議会では9,000人を予定し、そのうち北見地区では3年間の母子手帳交付数の50%に当たる1,500人を予定

としているところです。

なお、平成23年2月から12月末までの調査同意数につきましては、札幌地区1,196人、旭川地区319人、北見地区394人の合計1,909人の状況となっております。美幌町の具体的な取り組みについては、母子手帳の交付時に全妊婦を対象にわかりやすいパンフレットを用いて、調査の概要及び調査参加により、アレルギー検査などの結果が個別に通知されるといったメリットを説明するとともに、調査に関する詳しい説明は、エコチル説明員を配置している北見赤十字病院、中村病院、北見保健センターであることを紹介し、調査に同意していただけるようお願いしているところです。

その結果、平成23年2月から12月末までに母子手帳交付数149人のうち、エコチル調査北海道ユニット北見地区運営協議会のエコチル説明員による説明を受けた方が63人、そのうち調査に同意した人は44人おり、調査に同意した率は29.5%となっております。また、母子手帳を交付した妊婦で、通院先医療機関を見ますと、エコチル説明員が配置されていない産婦人科、医療機関に約3割の方が通院されており、その方々は通院医療機関での説明及び調査の同意がもらえない状況にあります。

このようなことから、平成24年1月31日に行われたエコチル調査北海道ユニット北見地区運営協議会では、北見市内産婦人科医療機関との調整を行い、説明を希望される方がいる場合には、エコチル説明員が受診日に行って説明できる態勢の整備を図るとともに、医療機関で医師や看護師、看護職の説明により同意が得られた場合には、医療機関へ報酬を支払うなどの検討も始めているとの報告を受けたところであります。

本町といたしましては、今後ともエコチル調査北海道ユニット北見地区運営協議会との密接な連携を図りながら、全妊婦を対象にしゃきっとプラザ窓口における母子手帳交付時や妊婦教室などにおいて、エコチル調査の

目的をわかりやすく説明するとともに、町広報紙やホームページなどにより啓発を図り、エコチル調査の同意をいただけるよう最大限の努力をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君）〔登壇〕 それでは、中学生のがん教育について御答弁を申し上げたいと思っております。

議員御指摘のがん予防に関する学習については、中学校の保健体育の授業において、がんの原因及び予防について学習をしております。未来を担う子供たちを将来のがんから守ることは、大人のあるいは社会の義務であると考えているところであります。子供のときから、がんのリスクを避ける生活姿勢を身につけさせることが大切であり、子供の段階でこそがん予防に有効な生涯続く生活姿勢を学習することが、教育の課題としても大切であると思っております。

今回、議員から情報提供のあったがん予防の学習として、すぐれた教材も活用して学習できるように、各学校に周知してまいりたいと考えております。

次に、新年度開始の中学生体育必修授業の安全対策についてであります。

学習指導要領の改正により、美幌町においても保健体育授業として柔道を選択し、実施することとしております。この武道指導で重視されている考え方は、大きく三つ考えられますが、一つ目は、伝統的に精神的な面を尊重する考え方が重視されており、欧米で発祥したスポーツに比べより重要的、鍛錬的な目的を強く持っていること。二つ目として、武道では礼に始まり礼に終わると言われるように、礼法を特に重視しています。礼を重んじ、その形式に従うことは自己を制御するとともに、相手を尊重する態度を形にあらわすことであり、この自己制御が人間形成の重要な要素であること。三つ目として、武道における試合を行う者同士の関係は道（どう）、

人間としての生き方、あり方をともに学び合う仲間同士であり、試合の勝敗のみにこだわることは、慎むべきものであるという考え方が重視されていること。以上のような考え方を基本に、武道授業の進め方として、学習指導要領解説に示されている例示等を参考に、実施時数や生徒の実態等に応じて指導計画を作成し、指導内容を明確化いたします。

議員御指摘の安全面ですが、さきに考え方もお示しいたしましたが、武道は相手と直接的に攻防するという特徴があり、互いに競技規則を守り、相手を尊重し、公正な態度で安全に行うことが求められています。

授業においては、自分で自分を律する克己の心をあらわすものとして礼儀を守るという考え方があることを理解させ、練習や用具の準備、後かたづけなど、授業時間全体を通して責任感や仲間との連帯感を育てるとともに、用具や練習場所などの自他の安全に留意して、積極的に取り組めるよう配慮して指導いたします。

さらには、実際に指導に当たる体育教師の研修につきましては、北海道教育庁が既に数回にわたり保健体育授業が改善、充実するための安全対策を含めた説明会、講習会を実施しており、その中で武道指導の留意点、課題などを研修しております。

保健体育の授業は、すべての生徒にとって安全で楽しいものでなければなりません。しかし、武道を含めた体育活動は、事故やけがが発生する危険性を常に伴っており、人為的要因や施設・設備の状況、自然現象などさまざまな要因によって、大きな事故につながる可能性を有しておりますが、指導に当たる教員には、体育にけがはつきものという考え方を排除し、けがは指導者、生徒の努力で回避できるものという基本的な認識に立ち、安全管理や安全指導の徹底を図り、万全を尽くしてまいりたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） 再質問をさせてい

たきます。

エコチル調査について再質問させていただきます。

本町が、将来に向かって化学物質から子供の健康を守ることにつながる調査に貢献できることは、意義深いと考えます。そのために妊婦さんの半分の協力登録者達成を目指したいと考えます。

国立環境研究所の計画書には、エコチル調査の成否は、どれだけの妊婦さんとその家族に認知され、調査について理解していただけるかにかかっている。また、十数年間との長い期間の調査を継続するため、社会全体の理解と応援が必要であり、そのためエコチル調査の認知度を高める取り組みとして、広報活動の展開が重要であるとあります。

北見日赤看護大事務局では、ことしの1月16日には伝書鳩に、妊婦さんに調査協力依頼広告を出しております。また、各団体からの要請に応じ、看護大伊藤教授による説明会も開催していただいております。そのように広報活動を展開しております。

また、御答弁にありましたように、エコチル調査員のいない婦人科に報酬を支払うなどの協力者目標達成に向け、日々努力されている様子がわかりました。本町でも最大限の努力をしていただけると御答弁いただきました。エコチル調査の成功のかぎは、先ほども言いましたけれども、認知度を高める広報活動の展開だとあります。今、御答弁の中に広報、ホームページのほかに、さらなる啓発・広報活動の展開方法のお考えがあれば伺いいたします。

また、本町でも化学物質、環境が子供の健康に及ぼす影響などの環境対策の取り組みがあれば伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） エコチルの質問でありますけれども、何としても北見ユニットとして目標を達成すると、それは個々の市・町の取り組みになってくると思います。それ

で、これ非常に長い調査期間が設定されております。そういった意味で、まずは妊婦さん、あるいは御家族の理解が必要だと思います。そのためには、メリットもしっかり言うことが必要だと思いますし、また片方で13年間健診であるとか、そういうところで子供さんの毛髪を取ったり、そういう面倒くささといった言葉ちょっとあれですけども、そういったこともしっかりと説明をして御理解をいただかなければ、なかなか難しいと思います。

また、多分、エコチル調査というのも耳なれない言葉で、なかなか理解が進まないということで、今、議員おっしゃるように、認知度をまず上げるということも重要だと思います。それで広報以外の方法ということで、やはり直接妊婦さんと接する母子手帳の交付する、あるいは妊婦さんの健診をする、そういうときに重点的に力を注いで理解をいただくという努力をしなければいけないと思います。

あと、全体的な取り組みとしては、先ほど言った3割が説明員いないと、それで出向いて行った場合に、報酬も考えるということでもありますので、あらゆる手だてを使って目標を達成して、そして全体として大きな本当にこういう調査は、ほかにないのではないかと思いますけれども、その結果が、環境によって子供さんが重たい障害をしょうようなことないように、この調査結果を生かしていただきたいなと思っております。

あと、環境の取り組みについては地球環境を含めて、あと食育だとかそういった面での教育もしっかりして、やはり家庭で調理をするというようなことも含めて取り組んでいかなければいけないと、そんなふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） 日赤看護大の事務局には、パンフレット、ニュースレターの発行とか、ポスターの広告資材があります。そ

の資材を医療機関、小児科などに配付のお考えはないか伺いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいまの御質問ですけれども、そういったパンフレット等についても妊婦健診のときに配付をしてまいります。

中嶋議員さんおっしゃるとおり、事務局である伊藤教授と常に連携をとりながら、きのうも事務局と打ち合わせを行ってございます。その中で、町長から御答弁させていただきましたけれども、北見の医療機関における協力体制が必要であるということで、報酬の同意ももらった病院に対する報酬の確認の要請を行ったところでございます。

さらには、美幌町としまして、先ほど町長から御答弁申し上げましたけれども、そのほかに妊婦時の健診の手帳ばかりでなくて、5カ月の妊婦健診の受診時にも再度説明をすることで考えてございます。あるいは広報、ホームページのほかに地元新聞等にもお願いして、広報活動をやっていきたいというふうに考えています。

ただ、美幌にエコチルの説明員の方が来て、そういったときに話を聞いてもらうことも、事務局のほうにお願いしているところでもあります。今後についても事務局とも連絡をとりながら、啓発に努めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） 医療機関の小児科にお願いしての配付はどうでしょうか。

あと、自治会の回覧を活用して啓発とか、まち育の出前講座とまち育新聞と各学校の通信を活用して啓発、そういうお考えはどうでしょうか。出産される方、そういう方に認知をしていただくためには、本当にあらゆる手を使わなければ、方法を使わなければ同意を得られないなと思います。それで今の何点か、お話ししたのですけれども、どうでしょ

うか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議員さん御指摘のとおり、これは何といたっても同意してもらうことが一番の課題でございますので、今、御提案あったことも含めながら、そういった対象者ばかりでなくて地域全体で周知することとともに、皆さんが御理解をする中で全体的な啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。特に、先ほど言ったように小児科の協力が必要であるということも感じておりますので、そこも伊藤教授と打ち合わせしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 5 番中嶋すみ江さん。

○5 番（中嶋すみ江君） 先ほど、町長もおっしゃっていたのですけれども、本当に母子手帳交付時の説明は重要な位置づけと、私も考えます。そこで説明員の熱意が、この調査の成否につながるのではないかとの思いがあります。ゆえにさらなる努力をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。中学生のがん教育についてであります。

国民病の一つであるがんに対して、日本対がん協会は、がんに負けない社会をつくるには、子供のときからがんに対する知識、検診の大切さ、生活習慣改善の大切さを意識づけさせていく教育が大切と。そしていかにして子供の心に予防の心を養うことができ、そして成長して大人になっていくために、本当に日々よりよい教育教材の作成をと考えて努力・研究されているなど考えます。そうして作成されたものが、このたびのアニメ・DVD作品の「がんちゃんの冒険」であると思います。

現在でも教育現場では、がん教育は実施されておりますが、さらに日本対がん協会作成のアニメ作品、DVD「がんちゃんの冒険」を用いて、各中学校で活用するお考えはない

かお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） がん教育の大切さは、まさに議員おっしゃるとおりであります。学校教育の中で、そのことをすべて担うということではなくて、保護者の皆さん方、あるいは町のさまざまな健康を維持するという観点からも、さまざまな場面で行うことがよろしいのかなというふうに思います。がんちゃんの冒険、こういう情報提供いただきましたので、私ども早速こちらのほうに求めて、学校のほうには提供したいというふうに思います。

学校の中でどのような取り組みをするか、これは学習指導要領の中でももちろんたばこの害だとか、あるいは薬だとかさまざまな問題ありますけれども、その一環の中でがん教育については、当然、指導要領の中に位置づけをされておりますので、その中でこの教材を使うということについては、とても有益なことだろうというふうに思いますので、議員御指摘のとおり、そのような方向で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 5 番中嶋すみ江さん。

○5 番（中嶋すみ江君） さらに450枚まで無償提供していただけるということになっておりますので、父母に貸し出していただいて、家庭でさらにがんに対する知識の検診の大切さを親子で学ぶ最高の機会となると考えます。それにより、本町としても検診の受診率アップにつながる一助になるのではと考えます。それで父兄への貸し出しのお考えはあるかお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 父兄への指導については、先ほど申し上げましたが、学校教育の中ですべて担うわけにはまいりません。正直申し上げて。ただ、そういう要望があれば、当然、保護者の皆さんのほうにも行くような形にはしたいと思っておりますが、最大450枚なのですよね。恐らく対がん協会では、く

れと言ったら、それに対応してくれるのだらうと思いますけれども、恐らく美幌町の中学生の数だとかそういうことを参考に、最大1学年については150枚まで、つまり3学年ですから450枚という縛りがあるようでありますので、これを保護者の皆さんのほうに例えば生徒の数において、保護者のほうにすべてお渡しするというわけにはなかなかまいらないだろうというふうに思いますので、もちろん保護者の皆さんからそういう要請・要望があれば、提供するということはやぶさかではないというふうに思っています。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） このがん教育、家族にとっても無料ということが予算のかからない、そういうものはいかにしてでも活用すべきだと私は考えております。

また、3月6日の新聞に、子宮がん征圧を目指す専門家会議から、斜里町が子宮頸がん予防活動奨励賞と審査員特別賞を受賞された記事が掲載されておりました。その中に、対象を中学生等の接種時に、保健師が健康教育をしている、そして接種後の調査で9割が将来の検診を受診すると回答があった、接種受診率向上には、教育が関係するとの内容でした。

この調査結果からも、この中学生からのがん教育が将来において検診を受けることの大切さ、予防の意識の向上を図れることを示したものだということで載っておりました。これからも子供の健康教育のためには、よりよい教材はどんどん取り入れていただきたい。本当にあらゆる部分でやって、将来の子供たちが本当に健康で大人になっていくために、私たち親ができるものは努力してやっていただきたいと思います。そのように思いますので、ぜひよいものは取り入れていって、親子ともども一緒に無料のビデオを見ていただくことは予防の一つとして、一つの対策としても本当に大切な部分ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） その意を大して努力をしてみたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） 次の質問に移らせていただきます。柔道必修化に向けての安全対策であります。

本町におきましても、中学生を持つ父兄の方々も柔道必修化に向けて心配されているのではないかと思います。本町におきまして、柔道事故対策として、1点目頭部リスクのあるわざなど禁止の方向でしょうか。2点目柔道の経験が豊かな方が担当されるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 御答弁も申し上げましたですけれども、武道が必修化になったことによって、美幌町は柔道を選択したわけですけれども、今、直ちに例えば何が禁じ手、禁じわざ、それは列記はされているのですけれども、今言ったようなお話、個別の話については恐らく道教委のほうで、その指導書も改めてつくるという新聞報道もございすし、それらを受けて対応してみたいというふうに思いますけれども、基本的に武道を授業に取り入れるということではありますが、現実に武道に体育授業の中で割ける時数というのは10時間程度であります。10時間というのは10コマ程度です。ですから最初はまずは基本、柔道の基本はまさに受け身でありますから、それを徹底していくということになるかというふうに思います。

それから、今、美幌町において2校中学校がございすが、ともに有段者がおります。体育教師の中で。だから大丈夫だということではございませんで、さまざまなやはり危険防止策を考えなければなりませんし、必要によっては美幌町の柔道協会の皆さん方ですとか、もちろん警察署も当然そういう有段者がおりますし、美幌町の職員にも有段者がおります。やはり危険回避のためのさまざまな手

は講じてまいらなければならない、そういう認識でありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） もう1点、万全を期されていると思いますが、万が一授業で頭を打った場合など、家に帰ってからぐあいが悪くなった場合に、父母に伝えてあれば、早急に正しく対応でき、重症に至らないことがあると思いますが、父母との対応マニュアルなど何らかの対応方法はとられているでしょうかお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） それは先ほど申しましたけれども、具体的なものはございませんが、これは何も柔道に限らず学校生活の中で体育授業、あるいは休み時間のいろいろな遊びの中でもそういう危険性は、いつもはらんでいることは事実であります。ですから、そういう中で例えば授業の中で、あるいは学校生活の中でそういう問題が起きたときは、当然、直ちにその症状が出なくても、そういう問題が出たときは病院に行くとか、そういう対応は今もしているところであります。

これが柔道に限って、保護者の皆さんにこういうことがあればということではなくて、全般的な要するに学校生活の中で起き得るさまざまなものに対して、保護者の皆さん方にそういう認識をいただくということも、また一方で大切であろうというふうに思います。何らかの方法で、ただですね、こうなったらこうしてくださいという話ではないような気がするのです。この件に関して。

ですから、柔道をやることによって、そういう問題が起きる可能性がありますよというのは、それは御指摘のとおりわかりますけれども、要するに学校生活の中でそういう危険性、ずっと持っているのですよね。それを柔道に特化して、こういうことが起きたら直ちに病院、あるいは連絡をとかという話がいいかどうか。今、直ちにその問題についてどの

ようにするかということをちょっと詳しくお話できませんけれども、そういうお話もわからないわけではございませんので、もう少し検討させていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） 柔道シンポジウムの資料がインターネットで出ておりました。そういうものをぜひ読んでいただきまして、我が美幌町から、今、私はちょうどいろいろなのでなくて柔道の話で、それ1本で質問させていただいていたので、柔道1本のお話でしていきたいと思っているのですけれども、シンポジウムの「武道必修化前に」というそういう資料を読みましても、本当に事故対策は必要だということを感じました。

また、第1回目の質問の中にも柔道被害者の方たちが、国に対して要望書を出されています。その要望書、やっぱり被害に遭われた方々の遺族の方々の声というのは、非常に大きいものがあると思います。それで我が町、美幌町の子供たちの命を守るためには、被害者の会の声を重要視していただきまして、安全対策の取り組みを希望いたします。

質問を終了させていただきます。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 御質問の趣旨は柔道にかかわってというお話であります。本当にいろいろな体育授業の中ではラグビーもございまして、いろいろなのがございます。必ずこういうものがついて回るということは事実でありますから、当然、それらの危険回避のためのさまざまな手だては、してまいらなければならないというふうに思っているところであります。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、5番中嶋すみ江さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をしますが、再開は11時からといたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君）〔登壇〕 私は、さきに通告いたしました3項目5点について質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、節電対策についてであります。

東日本大震災発生から1年になりますが、原発事故をきっかけに節電の重要性が全国に広がりました。町もこの1年間、街路灯を中心にさまざまな節電に取り組み、その効果は数字として具体的にあらわれております。

このような中で、私は昨年の12月定例会で街路灯、公園灯の節電に関する質問をいたしました。このことを踏まえて、さらに今後どのように取り組みを進めていくのか、町長の考えをお伺いします。

2点目は、空き家対策についてであります。中古空き家に対する町の取り組みについて、そしてまた、持ち主に対する行政指導についてであります。

町内には、建築後10年から20年未満の中古住宅並みの空き家から、40年から50年を経過したと思われる古くて危険な空き家をとところどころ見かけます。特に古い家は、出入り口、壁などが破損し、窓も割れてなくなっており、空き家になってから10年から20年は過ぎている状況で、景観としても好ましくありません。道内では、ことし豪雪地帯の空知地方など各地で、雪の重みによる空き家の倒壊が相次いで発生しています。

第1点目に、比較的新しい中古の空き家を町の定住対策として、行政が積極的に取り組む考えについてであります。

2点目は、古くて倒壊の危険がある空き家の持ち主に対して、撤去を求めるなどの行政指導についてであります。

以上、2点についてお伺いします。

3項目めは、町管理の公共施設に対するメンテナンスについてであります。

一つ目として、公共施設の改築する際の基準。二つ目は小破修理、要するに少々の破損の意味であります。その考え方についてであります。

町管理の各種公共施設に対するメンテナンスにかかわる基本的な考え方についてお伺いします。欧州では100年、あるいは200年前に立てられたものは、まだ新しい建築物と理解されています。これは建築素材が石材であることという違いもありますけれども、日本では建築後20年の建物が改築されている事例をよく見かけます。

1点目にお伺いしたいのは、建築物に限らず多くのものには耐用年数が定められています。そこで公共施設を改築する際の基準とするのは、耐用年数であるのか、現有施設の損傷程度であるのかについてお示し願います。

2点目は、小破修理についてお伺いします。建築物ばかりではありませんが、ほとんどの建物は年月を経ることに劣化します。少しでも小破があればすぐに修理をする、そのことによって自然に耐用年数が伸びると思います。修繕料はかかりますけれども、結果的には財政的にプラスになるのでは、メンテナンスの費用は惜しむべきではないと考えますが、今後の町長のお考えはお伺いします。

以上、2点でございます。

最初の質問を終わります。よろしくお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 新鞍議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

初めに、節電対策であります。

街路灯、公園灯の節電に対する今後の取り組みについてであります。昨年の3月11日に発生した東日本大震災以降、本町におきましては街路灯の一部において間引き消灯の節電に取り組んでいることは、昨年の12月定例会で説明したところであります。

御質問の今後の取り組みについてでありま

すが、現在、実施している街路灯の間引き消灯を引き続き実施するとともに、冬期間における未使用公園の公園灯を消灯するなど、節電に心がけてまいる所存であります。

一方で、道路管理者としましては、防犯上及び安全上に配慮した維持管理を第一として進めていく必要もあることから、沿線自治会と協議を行いながら、現在、間引き消灯を実施している箇所を含めて現地確認を行い、さらに節電の取り組みを推進していく所存でありますので、御理解を願いたいと思います。

次に、空き家対策についてであります。第1点目の空き家を町の定住対策にということについてであります。定住希望者に対しましては、町内の不動産会社や貸家業組合と連携をとり対応しております。定住についての大きな課題としては、移住・定住希望者に対し、いかにして美幌町へ関心を持っていたか、そして我が町へ訪れていただけるかということであり。この課題解決のために、美幌町の移住・定住に関しましては、北海道移住促進協議会に加盟し、首都圏及び関西圏へ美幌町のPRに努めているところでございます。

さらに、ちょっと暮らしイン美幌ということで、昨年度PR用パンフレットを作成し、将来美幌町に住んでみたいと思っている方々にグリーンビレッジ、またはエコハウスを宿泊施設として、数日間の生活体験をしていただけるよう取り組んでいるところでございます。

第2点目の空き家の持ち主に対する行政指導についての御質問です。

今後、ますます少子高齢社会が進展していく中、空き家・廃屋問題は地域課題として十分受けとめなければならないと認識しております。本町の取り組みですが、自治会連合会と行政との懇談会において、空き家の問題が提起されたこともあり、消防署において町内の巡回調査、自治会や関係団体からの情報提供に基づき、平成21年度より火災予防上必要な措置について指導を実施しているところ

でございます。

具体的には、平成23年度において空き家件数19件中3件については解体、改修がなされ、2件についての指導を実施し、残り14件については現在観察を継続中であり。なお、建築基準法の規定による空き家の除却に対する指導勧告を行った事例はありません。今後は、情報の収集や関係する部署との連携を図りつつ、円滑かつ実効的な対応に努力してまいります。

次に、町管理の公共施設に対するメンテナンスについてであります。

1点目の公共施設を改築する基準についてであります。耐用年数は目安としておりますが、具体的な基準は定めておりません。基本的には町民が使用する上で、安全性を第一優先で考えており、老朽化のため安全面に特に問題がある施設や維持管理上支障が生じた設備については、随時財政状況を考慮しながら修繕、改修を行ってきております。

財政状況が厳しい中、公共施設の大幅な延命、または維持管理費の削減を図るため、補助制度による施設の修繕、改築に係る公共下水道長寿命化計画、公園施設長寿命化計画、橋梁長寿命化計画、美幌町公営住宅等長寿命化計画を策定し、従来の修繕及び改築から予防的な修繕を含め計画的な改築へと、政策転換を図っていきたいと考えております。

2点目の小破修理についてであります。これにつきましても安全第一を考え、修理に当たっております。専門的な技術を要するような保守点検につきましては委託で対応し、延命を図っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、節電対策についてでございますけれども、この節電に対して、私が何でこれほどまでこだわり続けるかでございます。原点に

戻りまして東日本大震災、さらに原発事故がなければ節電対策はどうであったかと、このようなことを考えますと、大震災が節電のきっかけをつくってくれたのではないかと。間引き消灯を実施の後、多くの町民の方から、もっと節電すべきではないかとの意見をいただき、昨年12月定例会で、私は節電の範囲の拡大についての質問をしたわけであり、これも一つのきっかけではないかと、きっかけはいろいろな人生の中で、だれでもが経験することです。

先ほどの答弁の中で、冬期間における未使用公園の公園灯を消灯するというごさございましたけれども、JA会館隣の青山南公園、公園灯が6灯ございますけれども、この冬、冬期間、朝までついております。この点についてお伺い申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 御指摘の部分の青山南公園でございますけれども、一応、未使用というか、そういう部分では考えておりません。それで、今、議員の言われるような形でその部分について冬期間、何もないから消灯すべきかという判断は、現時点では判断すべきかどうかについては検討中でございます。

ただ、せせらぎ公園の部分について、遊水池だとかそういう関係の部分ですね、雪が多くてだれも入り込めない、管理上何も支障ないような形で、本来的に立入禁止とかそういう看板立てればよいのですけれども、そういうこともなくしてちょっと入れないような状況については、消灯させていただいておりますけれども、青山南についてはそれぞれあそこの会館とか歩道だとかあの周辺の部分の中で、今、消灯を考えていることはありません。

要は今、冬場の部分についての部分もありますけれども、現状の冬場の部分についてはそれぞれ雪が降って白くて、明るいという面がありますけれども、当然そういうものを含めた中で夏場も踏まえて検討していきたいと

思っておりますので、今の御提案の部分について、青山南は今後そういう形の部分で、立ち入りだとか、そういう形にもしない形の部分で公園を使用させない形というか、そういう部分で考えるのであれば消灯も一つの方法だと思いますけれども、今の時点では今期の冬については消灯しておりません。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 雪が降って別に除雪しているわけでなく、全く入れないという状態なのですけれども、これから夏に向かいますと、遊具とかいろいろありますから、夏の間は点灯といいますか、これは必要に間違いなくなるわけでありましてけれども、ただ、冬は全く入り込めない状態でどうかなという考えでございました。

○議長（古舘繁夫君） 新鞍議員、今の答弁はいいですか、公園のほうは。（「はい」と呼ぶ者あり）

1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） これから雪解け、そして春に向かうわけでありましてけれども、今、言われましたせせらぎ公園、春から再びせせらぎ公園内には10基、20灯、明るさにして8,000ワットですか、照明灯があるわけですが、1基に1灯で十分明るさも保てるというそういう町民からの御指摘もあるのですけれども、その点についてお伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 今の御指摘のとおり、せせらぎ公園及び東雲通りの街路灯を踏まえましても御指摘の部分などの検討をしておりますし、夏場についても12回の定例会でも御質問されまして、その辺の部分についても夏場になりますと、当然、木だとかそういう形の陰影によって遮光されるという形もありますので、冬期間を見ればうちのほうも御指摘受けた中で、冬期間見回った中で重複している交差点の街路の東雲通りの部分と、せせらぎの部分の重複する部分の照度だとかそういう環境の部分を見ながらどこま

で落とせるのか、いろいろな形の部分で、その場所以外でなくして前御指摘されました学園、それから33線、公園通りとか、そういう連続照明の環境の中で間引きのできるような部分については、実際に見させていただいた中で、また照度見ながら検討させていただいておりますので、今どうこうと言えるのではなくて、随時そういう形の部分と、当然、あの周辺の方もおられますし、夜間の中でそれを利用されている方もおりますので、そういうことを踏まえながらある程度の基準を持ちながら、そのこともきちっと周知しながら、そういう形の部分の節電に努めていきたいと思っておりますけれども、節電と節減、電気料払ってきた中の節減とちょっと違いますので、震災のきっかけの中でそういう部分の移行の部分、またはそういう方向性の部分について、それぞれの部分で提示していきたいと考えております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 私は、夜、散策を兼ねて街路灯・防犯灯の照明度、明るさに関心を持ちながら、町内全域を時々回っておりますけれども、答弁の中で防犯上、安全上に配慮した維持管理を第一にとございます。当然でありますけれども、問題なのは街路灯よりも個人住宅地内ですね、公営住宅ですと照明は安定している、そろっているのですけれども、個人住宅地内が暗い、そういうところが町内には結構あります。

そのため各自治会から、町に防犯灯の設置要望が毎年出ております。しかし、実現には複数年を要していると、これも予算の関係でありますけれども、このような不公平、言いかえれば不公平の是正ですね、個人住宅地内の、そしてまた防犯、安全に関して町長の考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ちょっと申しわけありません。質問の趣旨が十分私わかってないのでありますが、ただ、今までの御質問を受けて、エネルギーというものについては無限

ではないということ、今回改めて全国民がわかったのではないかなと思います。

そういった意味で、原発が今、全国で2カ所しか稼働していない中で電気をどうしていくのかというところが、これから大きな問題になってくるのではないかなと思いますけれども、いずれにしろ私どもの町は低炭素の町づくりを進めている中で、こういった電気も含めてやはりもったいないという精神で、今後もいろいろな取り組みをしていきたい。その中の一つに、街路灯も入っているということでありまして、また、議員御承知のとおり、行財政改革の中でも経常経費等の削減の中でケチケチ運動をしようということで、行政的にはしっかり消せるところは消して資源を大事にしていこうという取り組みもしておりますので、片っ方で節電をして街路灯を間引きしているという一方で、住民の皆さんの声としては、防犯灯、あるいは街灯をここに付けてほしいという要望が片っ方ではあります。

ですから、それはやはり節電するということも頭に描きながら、防犯上、交通含めた安全上の確保ができるところについては地域の皆さん、自治会ですけれども、地域の皆さんの御理解をいただいて間引き消灯をするということは、今後とも考えていきたいと思っております。ですから、日本全体、世界全体でどうするかという問題もあると思っておりますけれども、我が町としては、そういうスタンスで今後も取り組みをしていきたいと思っております。

宇宙から見たら、日本がピカピカに見えると、夜、という状態であるそうであります。ですけれども、今回の原発含めてどうするかについては、国民的な論議も出てくると思っておりますので、そういった中ではこれから先は節電ということは、やはり避けては通れないのではないかなという思いであります。それは個人の住宅をどうするかも含めての話だと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） ただいま本当に町長の言われたとおりで、今後、電気、無限でないということで国民全体といいますか、町民全体がそういう気持ちになる、なっていないかなければならない。また、今、予算議会でありますけれども、今、町長が言われた限られた予算の中で、間違いなく経費はどんどんふえていくわけでありまして。その辺を考慮して、今度ともしっかりと取り組んでいただきたい、そういう考えであります。

次の質問に移ります。

空き家対策についてでありますけれども、昨年3月11日に発生した東日本大震災で、今もなお避難生活を送っている方々、さらに福島県内では原発事故の影響で、長年住みなれた土地には二度と戻れない人たちが現在も相当数おられます。このような方々に一日も早く新たな人生を歩んでいただくためにも、行政の協力は不可欠であります。町は被災地の自治体に対して、美幌町への移住に関する働きかけ、これまでに行ってきたのかどうか、町長にお伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 被災された方が移り住むということが、かなり精神的な何と言ったらいいですか、思いがあると思います。それは県外に出られないという方もたくさん被災を受けた中において、自分一人が、あるいは家族がほかに移るといふことに対する後ろめたさというような精神的なものもあると聞いております。それで我々としては、どんどん来てくださいということではなくて、やはりどうしても美幌に縁があったりして、こちらのほうに来たいという方については、公営住宅を中心として住居を提供させていただいているということでもあります。こちらから、さあどンドンどンドン来てくださいということについては、今のところ積極的な働きかけというのはしていない状況でありますけれども、ただ、被災地に対する支援、復興に対する支援、これについてはいろいろな形あると思いますので、息の長い取り組みの中でしっかり

と取り組んでいきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） やはり被災された方々は、本当に我々の想像を絶するそういう思いだと思いますので、これからも継続してそういう支援というのは続けていくという考えでお願いしたいと思っております。

次にですけれども、今、住んでいる私たち自然に恵まれた過ごしやすい美幌町、これを機会あるごとにいろいろな方にメッセージを発信することが大切であり、それが大きな力となると思います。今、さまざまな情報がはんらんしておりますけれども、このような中で町の宣伝効果を上げるためには、いかにわかりやすく発信できるか、要するに美幌町に1人でも多く住んでいただく、そういう美幌町を宣伝です。その宣伝費用、これは惜しむべきではないと考えております。こういう災害があったわけですが、こういうピンチを言い換えれば美幌町も逆にチャンスととらえて、1人でも多くの移住者を迎え入れることができると願っております。

次に、持ち主に対する行政指導についての再質問でありますけれども、先ほどの答弁の中では2件についての指導を実施し、残り14件については現状観察を継続中のこととでございます。人通りの多い中心市街地の空き家の持ち主に対しての管理・監督の指導はもとより、市街地活性化に向けた新たな対応が必要になると思われませんが、町長の考えをお伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 議員、前段でお話した空き家のことについての答弁も求めますか。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）よろしいということで、では後段のほう。

町長。

○町長（土谷耕治君） いいということでもありますけれども、ちょっと答弁させてください。

災害をチャンスととらえてという見方もあると思いますけれども、我々そういうスタン

スではなくて、やはり日本のああいうところが、一つのエリアが大変困窮しているということは、やはり日本全体で支えなければいけないという思いで我々受け入れるものは受け入れる、あるいは出向いていけるものは出向いていくというようなことでとらえておりますので、その辺は御理解いただきたいと思えますし、ただ、移住・定住の窓口だけはしっかり今開いております。それで、ここに対する投資をどうするかというところが、非常に悩ましいのですけれども、ただ、我々としてはやはりこの町に来てくれるのは、医療であるとか福祉であるとか景観であるとか、あるいは生活基盤が整っているかという総合力で勝負をしたいとお金を外にかけるとは、むしろ町民の皆さんにお金を使うというほうが、我々は優先度高いと思っていますので、窓口は開きながらお金を使うということは、町民の皆さんのために使う。そのことで豊かになって、ほかから見て美幌に行きたいという思いを総合力で発揮できればと、そんな思いで取り組んでおります。

それから、空き家の話ですけれども、空き家のうちはまだいいと思えますけれども、空き家から今度廃墟に移るというこの区分け、その中で行政がどうかかわりを持っていくかということ、私有財産であるということが前提でありますので、これは非常に悩ましい問題でありますけれども、例えば、空き家状態でお金がない、あるいは所有者が行方不明になったときにどうするかということ、やはり法に頼って代執行で危険なものを除去するという方法もあると思えますし、また、そういう状況でないところについては、先ほど答弁させていただいたように、消防法を含めて対応する、あるいは建築基準法を対応して善良な形に戻していただく。こういう指導の仕方しか今のところ方法見当たらないと思えますけれども、ただ、全国的にはいろいろな取り組みをしています。

例えば、お金を行政的に出して、一部出して、それで撤去してもらおうという方法も全国

で今取り組みが少しずつ進んでいますので、私もこの問題はやはり大きな問題だととらえておりますので、いい方向を考えていきたいなという思いでございます。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） これから空き家というのはふえても減らないという感じで、そういう中で予期せずに突然発生するのが事故であります。その原因が人災によるものが非常に多いということでもあります。さらに、事故の後に聞かれる言葉が、あの時こうしていたら事故は起きなかったのに、いわゆる無責任な反省の弁が多いということでもあります。

先ほどの答弁の中にもありましたけれども、少子高齢化が進展していく中、空き家・廃屋は確実にふえていくということで、事故を未然に防止し、地域の安全・安心を守る責任が行政にはあります。そこで定住対策とともに、古い空き家の管理体制を含め、空き家に対する条例の制定を今から考えてはいかがでしょうか、この件について町長の考えをお伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほど、答弁をさせていただきましてけれども、全国的にはいろいろな取り組みが今出てきていますので、これらを参考に条例をつくって強制的に公権力で立ち向かっていくのか、あるいは助成をしてその中でやっていただけるのがいいのか、さまざまな方法考えられると思えますので、その辺は検討の余地が十分あるのではないかなとは思っております。

いきなり条例化して、美観条例つくって、もうだめですと、壊しなさいと。だめであれば代執行して、費用は所有者持ちですよということになるのかどうかはちょっとわかりませんが、いずれにしても所有者の理解を得ながら進めるということが、まずは第一的な取り組みの方法だと思います。その後でどうするかは、法的なところに頼らざるを得ないと思えますので、条例化がいいのかどうかは、これから検討しなければいけないこ

とだと思います。今、いきなり条例化しますという答弁も今の段階では難しいと思いません。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） やはり物事には段階と申しますか、いい方向に進めていただきたいと思いません。

次に、3点目の町管理の公共施設に対するメンテナンスについての再質問をさせていただきます。

町の公共施設も老朽化して、本来は改築のところ財政状況を考え、修繕して間に合わせておりますけれども、いずれは改築しなければならないのであります。答弁にもありましたけれども、補助制度を十分に活用して、計画的に進めていただきたいと願っております。

そこで今後、大いに利用されていくのが木材でありますけれども、CO₂を削減し、環境にも優しく、廃材になってもまきなどに利用できる、大災害が来てものがれきとして残らないわけでありまして。管内では地元の木材を利用し、低炭素社会の実現に着目した公共建築物が既に数カ所あるわけでありましてけれども、このような町の施設も改築ときには、地元の木材を利用されるわけでありましてけれども、この点について町長に考えをお伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 公共施設の木材の使用ということでありましてけれども、これは森林林業再生プランという国の計画があります。その中で平成24年度の国の予算の中でも、公共施設に木材を使うということの補助制度がしっかりとできておりますので、我々、機会あれば極力木材を使うと。その木材の中でも、我々の山からとれたFSCの森林認証のそういった木をしっかりと使うということが、我々の木材を使った取り組みのさらなる加速になるのではないかなと思いません。

それで、今、（仮称）文化ホール建設中で

ありますけれども、教育委員会のほうでデータ持っていたらお答えいただきたいと思いませんけれども、多分、FSCの木材も使っているのではないかなと思しますので、極力できるところは使っていきたいなと、そんなふうにしております。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 実際に使っておりますが、実は材積というか、その量的なもの今ちょっとお答えする材料持っておりませんので、申しわけございません。使っていることは事実であります。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 2点目の小破修理についてでありますけれども、小破修理といいますと、ニュアンス的には修理代は余りかからないのではないかという感じでありましてけれども、実際は割高であるのは、これはいたし方ないと思っております。

ただ、小破を見過ごしてけがをした事例がほかの自治体でありますので、答弁でもありましたけれども、すべての施設を含めて日ごろから安全面でのチェック体制は、万全に行われるよう願っております。

以上でございます。町長のほうで何か話ございませんか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 人間の体と、多分同じだと思います。どこか痛くなければ小破修繕というか、対処療法的なことをやらないといかんのだと思いません。

また、定期的な検査をすることによって、早期に治療できる場所についてはするし、大規模なところは手術みたいなことでやらないといかんということで、対処療法的には小破修繕、そして点検をしっかりとしながらメンテナンスを加えてというのが、長持ちの秘訣だと思いますので、今後ともそういう取り組みを継続して進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 以上で、私の質問を

終わります。ありがとうございます。

○議長（古館繁夫君） 以上で、1番新鞍峯雄さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を1時30分からといたします。

午前11時42分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君）〔登壇〕 私は、3点について通告してございますので、1項目ずつ説明をしながら質問させていただきます。

まず、最初にDV対策についてです。DVの相談窓口の周知についてということで質問させていただきます。

昨年の3月定例会にも質問をさせていただいておりますが、DVの被害は、年々増加している状況にあります。DVにつきましても説明するまでもなく、配偶者やパートナーからの暴力のことで、身体に対する暴力、大声で怒鳴る言葉の暴力、生活費を渡さない経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力、また無視することもDVに当たります。

担当窓口では、相談内容に応じて関係機関を紹介しておりますが、一刻を争うこともあります。DVの被害は9割以上が女性であることから、配偶者等の目を気にせずDVに関するパンフレット等を手にすることができるように、公的施設のトイレなど、相談窓口への連絡先を示す名刺カード大のコンパクトなものを設置すべきと考えておりますが、お考え方を示していただきたいと思っております。

次に、福祉行政についてですが、まず一つ目に、障害者の孤立生活の実態についてということで質問させていただきます。

本町においては、第3期障がい福祉計画が今後策定されます。策定段階から、家族・本

人からのアンケートを実施した中で、十分意見等を取り入れた計画内容となっていると期待をしているところですが、ここ数カ月間での孤立死のニュースが相次ぎ、人口規模、大都市との違いはあるものの隣近所のおつき合いや、人としての情けなさに涙をして語る人は少なくありませんでした。障害を持たれた方、その家族を含めてこの町で生活している現状をどこまで把握しているのか、障害者の孤立生活の実態について、示すことができるものがあればお聞かせいただきたいと思います。

福祉の2点目の「妊婦さんの日」の対応についてですが、道は、来年度4月から毎月2日を妊婦さんの日として独自に定め、少子化対策につなげるための方針が出されました。道内の女性1人が、生涯に産む子の推定を示す合計特殊出生率が、都道府県で下から2番目とのことから、道民全体で母親になる人を支える環境を目指す目的のことで、町が取り組むべき指針について、お示しできるものがあればお聞かせいただきたいと思います。

3点目、町が主体となる町づくりについて、まち育講座についてです。

まち育講座については、平成24年度の執行方針の中で、自治基本条例に基づく町づくり講座の開催について取り上げられておりますが、新たな取り組みの具体的な内容について、お示しできるものがあればお聞かせいただきたいと思います。

以上3点、4項目について質問させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 坂田議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

初めに、DV対策について。

DVの相談窓口の周知についてであります。DVは配偶者やパートナーなどの親密な関係にある者から、相手方に振られる暴力で、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

です。また、被害者の心身を傷つけるばかりではなく、子供など家族の生き方にも大きな影響を与えることから、DVは家庭内の問題でなく社会的な問題であると認識しているところでもあります。

本町では、DVの相談窓口を総務部住民活動グループが担当しており、広報やホームページ、パンフレット等で、夫やパートナーからの暴力やストーカー行為など悩んでいる人に対し、随時相談の受け付けを行っております。また、相談の内容によっては、民生担当、公営住宅担当、教育委員会など関係部署との連携を図り、必要に応じて美幌警察署、児童相談所、道立北見相談援助センター、さらには民間団体のウイメンズ北見などへつなげる体制をとっております。

御質問のDVに関する名刺カード大のコンパクトなパンフレットを公的施設のトイレなどに設置すべきとのことではありますが、現在、役場庁舎を初めしゃきっとプラザ、コミセン、図書館、スポセン、マナセン等に設置しておりますが、さらに可能な限り他の公共施設にも設置拡大し、暴力などの根絶に向けた啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について。

障害者の孤立生活の実態についてですが、平成24年1月12日に釧路市で老夫婦が亡くなり、また1月20日には札幌市で知的障害者を含む二人の姉妹が亡くなるという痛ましい事故が続いたところです。

本町の取り組みにつきましては、知的障害者につきまして、平成24年2月1日から生活実態を把握するため、療育手帳交付者171名のうち、町内在住者である110名について実態調査した結果、障害福祉サービスなどの利用者が44人、保護者と同居している方が65人となり、単身者1人について町と美幌町地域包括支援センターとで訪問し、本人と面接し、実態把握したところであります。今後においても包括支援センター、自治会、民生委員及び関係機関等で見守りを行っ

てまいりたいと考えております。

また、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする第3期障がい福祉計画を策定する中で、町内にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神保護福祉手帳及び精神通院に係る自立支援受給者証を所持している1,458人の方にアンケート調査を実施し、720名から回答があり、住まいの状況、家族構成、不便と感じていること、日常生活上の要望、障害福祉サービスについて、仕事、日中の過ごし方、外出についてなど、生活実態が明らかになったところであります。このアンケート回答者のうち、訪問希望があった106人の障害者について、美幌町包括支援センターと連携を図りながら実態調査などを行い、戸別訪問などをし、今後見守りしていくこととしたところであります。

さらに、水道担当や公営住宅担当などの役場内関係部局と連携を図るとともに、平成24年2月の定例民生委員児童委員協議会において、災害時要援護者などの見守りを引き続きお願いしたところであります。

平成24年1月30日開催の美幌町障害者自立支援協議会におきましては、障害者への地域生活支援体制の整備として、日ごろからの見守り、支え合い、災害時の支援、障害者への虐待防止を第3期障がい福祉計画に位置づけしたところであります。今後におきましては、認知症による徘徊のおそれのある高齢者及び障害者の見守りを関係機関・団体及び地域が一体となった支援体制づくりを整備してまいりたいと考えております。

次に、福祉行政の妊婦さんの対応についてですが、北海道では平成24年度の重点施策として、社会全体で母親になる人を支える環境づくりに向け、市町村や企業と連携し、妊婦さんへの各種配慮や情報提供などにより、支援体制の推進に取り組む母になる人への贈り物運動推進事業を行うこととしております。具体的な対応につきましては、毎月22日を妊婦さんの日と設定し、道民の妊婦さんへの理解を深めてもらうとともに、不安

や悩みに対応するため全妊婦に対し、産婦人科医や小児科医のアドバイスが収録されたDVDや育児情報のしおりを配付するなどが計画されています。

この背景には、核家族化や母親に相談相手がないため孤立感を深めるケース、妊婦や育児によるストレスの高まりがあり、妊婦さんの日を設定することで、地域全体で母親になる人を支える環境を整え、少子化対策につなげようとするものです。

美幌町では、少子化の流れを緩和し、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育つ環境を整備するため、平成16年3月に平成16年度から21年度を前期計画とした美幌町次世代育成支援行動計画を策定し、平成22年度から26年度までを計画期間とする後期計画では、母子保健の充実、子育て情報の提供、産婦人科医医療対策、障害児対策などを盛り込み、子供と親と地域が育つ子育てが楽しい町づくりに取り組んでまいりました。

この計画に基づき、平成17年1月には子育て拠点施設とするため、コミュニティセンターに子育て支援センターを移設し、専任職員を配置してさまざまな事業を展開しております。子育て支援センターは、毎年延べ1万人を超える親子の利用があり、子育てに関する不安や悩み、孤立感を持っている母親に対し、相談や子育て、遊びの指導を通じ、子育てへの自信を養いながら楽しさを知ってもらい、2人目、3人目の出産につなげるよう子育て支援を進めているところであります。

さらに、安心して出産や子育てができる支援といたしまして、平成18年10月からは、2人目の出産を控える方が妊婦健診を受ける際、養育しているお子さんを一時保育する事業を実施し、利用者数も増加しております。平成19年10月から、妊婦に緊急搬送が必要となった場合に、救急車で搬送するエントリーネット119、平成21年1月から申請日現在の月齢が24カ月未満の乳幼児の保護者を対象に、紙おむつ用ごみ袋として、美幌町指定ごみ袋を月齢に応じ、最高120

枚を支給するエンゼルサポート120、さらに平成22年4月から町内に出産施設がないことにより、妊婦家庭に係る負担を軽減するため、町外の医療機関において妊婦健診を受けた場合、町が交通費を助成するプレママサポート14を実施してきております。このほか平成16年度から、町立国保病院産婦人科が休診となったことに伴い、有償ボランティアとして乳児を持つ母親の母乳相談などを実施している母乳育児相談室ピアに、公共施設を無償貸与し支援しているところです。

また、母子保健事業といたしましては、安心・安全な妊娠出産ができるよう14回の妊婦一般健康診査に係る費用の助成を行うとともに、保健師により個別に妊婦さんの相談支援を行う健康相談や家庭訪問、さらに妊娠や出産の不安を解消し、仲間同士の交流により子育ての孤立化を防ぐことを目的としたプレママクラスを1コース、6回の年18回実施するなど、町民の御意見・御要望を踏まえ、多様な子育て支援を実施しております。

こうした結果、美幌町の出生数は昭和60年から減少が続いておりましたが、平成21年153人、22年186人と、前年比33人の増加となり、1人の女性が一生の間に産む子供の数の指標とされている合計特殊出生率は、平成22年は全国が1.39人、全道では1.21人、美幌町が1.79人と、全道・全国に比べ高くなっております。今後におきましても妊婦さんの日はもとより、地域全体で妊婦さんを支える環境づくりを考えていくことが重要であることから、町の制度や支援を妊婦以外の方もホームページや広報を通じて周知を図るとともに、子育て支援を町の重要課題と位置づけ、着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、町民が主体となる町づくりについて、まち育講座についてであります。昨年4月1日に施行された美幌町自治基本条例を生きた条例にするため、11月にアクションプランを策定し、これに基づき各種取り組みを推し進めているところであります。自治基

本条例の基本原則であります情報共有と町民参加を推進するため、条例第6条情報提供及び第14条町民参加の方法、さらにアクションプラン、2情報提供の推進、④町民参加の機会の拡充及び⑩住民への周知に基づき、一つの手法としてまち育講座を創設したところがあります。

この講座は、町民、議会及び行政が情報を共有し、町民の町政への参加や地域活動への参加を推進するためには、行政が積極的に情報を提供することが必要不可欠であり、また行政は町民に対し、町政に関する情報をわかりやすく説明する責任を有していることから、広く町民に周知し、意見を交換すべき事項及び町づくりに関する事項について開催することとしたものであります。具体的には、行政の各担当で抱えている課題や新たな制度などについて行政が説明を行い、町民の皆さんと意見交換により情報を共有し、よりよい町づくりを進めていこうとするものであります。

この講座の第1回目は、去る1月19日に美幌の住民投票制度を考えるをテーマに、クイズを交え開催し、大勢の町民の方々に出席いただきました。今後においてもさまざまなテーマで、工夫を凝らした講座を開催していく計画であります。

また、新年度からはこの講座に加え、町民の要望に応じて行政が地域に出向いて、町政に関する説明や意見交換等を行うまち育出前講座を創設し、より一層情報共有の推進を図り、町民主体の町づくりを推進してまいります。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） それではDVの関係で、再度質問させていただきます。

このDVについては、先ほど答弁いただきましたように、相談窓口としては総務部住民活動グループが担当されておりまして、相談

の内容によって、それぞれの関係部署との連携を図り、北見市の民間団体との協力体制をとりながら行っていることは、十分承知しておりますし、適切に対応されていることには評価をしているところでございます。

ただ、道警の北見方面生活安全課の調査によりますと、管内のDVの被害認知件数は2009年で48件、10年で54件、11年で64件と増加傾向にあります。オホーツク被害者相談室への相談でも増加傾向にありますので、この問題については特に周囲に知られたくないという理由から、相談としては遠く札幌、大阪、それから沖縄などの遠方からも相談として寄せられていることが知られております。

パンフレットにつきましては、公的施設に設置してあるということで、私も確認させていただいておりますので、その点については承知しているところでございますが、ただ、大きなパンフレットですと、どうしても目に入りやすいということなので、できれば名刺大のコンパクトなパンフレット、また、パンフレットでなければ名刺大の連絡先、相談の連絡先というところがわかれば、その人はきっとポケットに黙って持って帰って、相談できる体制がとれるのかなというふうなそんな思いを持っているものですから、できればそういうものを例えば公的施設のトイレであったり、できれば女性が多く利用しているそういう施設に置いていただければ、利用されるのではないかなというふうに思っているところでございます。

私も、北見市とか網走市に置かれているものを見本として持ってきたことがございますので、今、それを探していたのですが、ちょっと見つかりませんけれども、本当に名刺大ぐらいの大きさに北見、網走の相談窓口、それから札幌の相談センターといったところの電話番号などをきちっと書かれたものが置いてあったのを確認してきましたので、その程度のものでしたら、いつでも準備して

設置していただけるのではないかなというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） ただいま坂田議員の御質問でありますけれども、実はうちのほうも前回の坂田議員の質問から、名刺サイズのそういった連絡先の書いてある部分については、できるだけ置くようにするという事で今回、町長も答弁させていただきましたけれども、今後におきましてできる限り公共施設、置けるところには拡大していきたいなというふうに思っております。実は今、持ってきておりますけれども、こういったサイズで連絡先が書いてあるやつ3種類ぐらいあるのです。これは既に置いてありますので、今後、こういったものを拡大していきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 早速準備していただいているということなので、すぐにも設置していただければと思います。

もう一つだけお願いしたいことは、なくなったら、なくなっただまの状態にならないで、常にその名刺が入っているような状態で保てるようにしていただければ、もっとありがたいかなと思いますので、その点についてはどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） ただいま申し上げましたように、公的施設にそういったものを配備する。さらに、補充するという部分については連携をとりながら、各施設と連絡取り合っただ中で確認して、補充していきたいというふうに考へておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 二つ目の障害者の孤立生活の実態についてというところで、再

度質問させていただきたいと思ひます。

けさのテレビのニュースでも流れておりましたが、皆さん十分御承知のことかと思ひますが、けさも障害を持った家庭の人たちが、お二方亡くなられているということは東京でのニュースでしたが、死後、何カ月もたっているという状況が判明されました。今やこのニュースの中にもありますように、東京、埼玉、札幌、釧路と相次いで痛ましい事故が続いているということで、本当に障害を持った人たちと暮らす家族にとっては、不安をぬぐえないでいるのではないかと想像いたします。

御答弁にもありましたように、見守りを行っていくことが大事だろうと私も思っておりますが、白石区の姉妹の方は生活保護を申請していなかったということで、その理由としては、周囲の偏見が想像以上であったり、また、療育手帳を申請するときでさえ後ろめたさを感じたり、生活保護の申請はなかなかできないという話を聞いております。

福祉の支援というのは、みずから申請が基本なので、精神的なハードルが想像以上に高いのではないかとされています。障害を持った家族は、個人情報との関連や地域の理解など課題も多く、まだまだ地域で見守る仕組みや土壌が不十分なので、結局、家族が奮闘するしかないのかなという焦りを募らせているのではないかと思うところでございます。美幌町では今回、第3期美幌町障がい福祉計画が示されておりますので、その点については期待をしているところであります。地域が一体となった支援体制づくり、整備をしていくとのことについてですが、そのことについても大いに期待をしたいところと思ひているところでございます。

生活支援事業、それから情報提供、制度利用のアドバイスなどが不足しているということにも、注目していただきたいなと思うところでございます。障害を持ったとしても、この町で安心して生活できることが最大の願ひでありますので、そのためには十分環境整備

について取り組んでいただく必要があると思いますが、例えば課題が多い中でどの部分から整理されていくのかなというふうを考えるところもありますので、もし具体的に示していただけるものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） つい最近何件か起きて、きょうもテレビ見ていたら立川市ですか、また亡くなったということで、日本には古くから五人組だとか自治会だとか、いろいろな形で地域でいろいろなことをサポートしたり、見守りしたりというそういう制度があったのですが、最近では無縁社会であるとか孤立社会であるとか孤立だとかいろいろ言われて、非常に身の回りが変わってきたなと思っております。

そういった意味で障害者の方、ハンディキャップ持っている以外もこういうこと起きるといいますから、高齢者福祉計画、あるいは障害者の人たちの福祉計画、これのまずは着実な取り組みをしながら、あとどういふふうに見守っていくかということだと思いますので、これは自分だけでなく、もちろん周りの人のいろいろな見守るもの、そして公的で見守れるもの、その辺をしっかりとうまく結びつけた中で、やっていかなければいけないのではないかなと思っております。

それで国のほうも最近、去年の4月ですか、こういったことで最小に不幸をとどめようということで、一人一人包摂する社会に対応する計画をつくり始めているということがあります。要するに、一人一人を積み込んでみて見守っていきましょうというようなことなので、こういうところがまだ具体的な計画は出てきておりませんが、そういったものについても積極的に取り入れながら、やはり地域・職場・家庭こういったところとしっかりと見守りをするのが、孤独死の防止につながっていくと思っておりますので、そういったことでしっかりと取り組みをしていきたいと。

もちろん民生委員の方の御苦労も物すごくしていただいております。そのことでも各家庭に回って状況の見守りをしているほか、本当に地域の方々がいろいろやっていただいて、美幌では大きなそういうことありませんけれども、今後も取り組みをしっかりと進めていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 町長の今お言葉のように、美幌では本当に地域のなかで見守っているなという状況は、よく理解しているつもりでございますが、やはり障害者に対してのさまざまな情報の提供というのは、まだまだ不足しているのではないかなというふうに思いますので、その点のことについては認識していただければと思っております。

先ほども申し上げましたが、障害を持つことで家族への負担がかなり大きなウエートを占めるということと、すべてのことについて、生活全体あきらめでしかなくなってしまっているというのが現状ではないかなというふうに思いますので、少しでも地域が一体となって支援づくりということが必要なのですけれども、その地域が一体になって支援するその体制づくりというのが、急ぎたいところではないかなというふうに私は実感しているところです。

ですが、やっぱり一步一步、何から始めていくかなというところが一番重要なところなので、例えば今、地域づくり、地域のために一体となって取り組んでいく、もし具体的なものがあればお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいまの御質問ですけれども、2点目の1点目なのですけれども、やはり制度の周知について、今回の第3期障がい福祉計画の中でもアンケートをとった中にも多くの意見が寄せられました。

そのことについては、実際に協議会の中で計画書ができた段階で、当然、障害者の協力のもとにアンケートを提出いただきました。そのことを踏まえてわかりやすい、障害者にとっても見れるようなことで、わかりやすいパンフレットをつくって、全戸に配布していきたいというふうに考えてございます。

それと、地域でどう見守るかということなのですが、実は坂田議員おっしゃられるとおり、関係団体との打ち合わせを昨年10月に1回行ってございます。これは認知症を含めて障害者をどうやって地域で守っていくかということで、それぞれ美幌110番ネットワークの17団体に、福祉関係団体18団体を含めた来年度からできるだけ早く設立に向けて、美幌町SOSネットワークに向けて生活弱者への、あるいは要援護者の実態把握を適正に保護するために、現在、関係機関と準備を進めているところでございますので御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今の御答弁のように、第3期の福祉計画がなされているということと、それから障害者みずからがアンケートに参加をして、その声を十分生かした中できつと進められていくという思いがあって、すごい期待をしているところだなというふうに思うところです。

それで、やっぱり言われているように、障害者の人はパンフレットを見てもなかなか理解できないということと、それから話を聞いてもなかなか理解しづらい状況であるということとを再認識していただいて、本当にこの美幌の町で障害を持って安心して生活できる状況をつくっていくのが、私たちのかなというふうに思っていますので、そこら辺のことも十分検討した中で進めて、一刻も早く安心して生活できる状況、環境そういうものをつくっていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願したいと思いま

す。

次に、妊婦さんのところで、再度質問させていただきます。

先ほど、妊婦さんの日で御答弁いただきましたように、美幌町はさまざまなメニューで子育て支援に取り組んでいます。全国的に見ても出生率が高くて、子育て環境が評価されているのだなというふうに思っているところでございますが、ただ、未婚率はふえてきている状況にありますので、決して油断できる状況ではないという認識はさせていただいております。

今回、質問をさせていただきましたのは、合計特殊出生率の都道府県のランキングで、東京に次いで下から2番目の北海道ということで驚きました。何とかなるべきが、通用しないほど落ち込んでしまった出生率の低さに目を背けずに、しっかりと問題意識を持って思い切った方針を決めて取り組んでいかなければならないと、改めて感じさせられました。

道は、先ほども答弁の中にありましたけれども、核家族化や近所づき合いの希薄から、妊婦や子育て中の母親が相談相手を見つけれず、孤立感を深めるケースがふえてきている。また、さらに妊婦や胎児の健康状態を調べる妊婦健診も受けないまま出生を迎える妊婦がいることも問題となっております。世界一安産な国日本の中で、日本一望まぬ妊娠が多い北海道と言われておりますから、毎月妊婦さんの日を道民の妊婦さんへの理解を深めてもらうこととして、母親向けの講習会を開き、子供を産み育てやすい環境づくりを進めることとしたのが、道の今回の働きかけのかなというふうに理解をしているところでございますが、美幌町においては次世代育成支援行動計画に基づいて、それこそ多様な子育て支援を実施しておりますので、町のすばらしい支援体制をもっとPR、町内外に情報を発信して、美幌町で安心して子育てをしていただく環境づくりをしてはどうかというふうに思いますが、その点についてはいかがで

しょうか。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 国も市町村も我が町も、さまざまな子育てのことをやってきました。それで高くして1.79ですね、ですからこれ取り戻すということになれば、2世代かかると一般的に言われておりますので、深刻な状況ではないかなと思っております。

国の政策もいろいろあると思います。それが果たして地方の我々、直接サービスをする側の意向を十分受けとめているかどうかということになると、ちょっと疑問な点もありますし、道も22日をこういう日だという位置づけをしておりますけれども、果たして道は本気度を持ってこのことに取り組んでいるかどうかは、これ以上言うとまた怒られたら困りますのであれですけれども、これもちょっと疑問かなと思っておりますので、我々できることは次世代育成計画に基づいて、この町でできることはしっかりとやっていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古館繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今の町長答弁していただいたとおり、今、1.79%と言われておりますけれども、未婚率、それから出産をしたくないということがふえてきているのが現実であります。やっぱり美幌町としても子供を産みたい、子供を産んだことによってこれだけの楽しみがある、本当によかったなと思えるようなそういう制度が、絶対必要なのだろうというふうには思っています。

その制度、どんないい制度をつくってもそれぞれの個人差があつて、これでいいということは決してないのだろうと。それはよく理解しているところなのですが、ただ、それにしてもやっぱり美幌町で今、出生率が高い状況を町内外にPRして、美幌町でこんな取り組みをしています、本当に子育てする環境でありますよということもPRして、一つには美幌に来て住んでいただければなというふうに、そういうことも、そういう働きかけも必

要ではないかなというふうに考えているところが一つと。

それから、美幌町には産科がないということで、妊婦健診を受けないで出産を迎える状況はないのかなという心配もあります。ただ、乳児相談のピュアというところがあったりして、それぞれ相談するところはあるのでしようけれども、本当に産科がないということは、情報が無いということにもつながっていくので、例えばそのことについてはどうなのかなという一つの疑問点があります。

それと、あと子育て支援の新たな課題というのが、美幌町についてはどれだけあるのかなというそんなところも、もし聞かせていただければお聞かせいただきたい。

3点目、もう一つですが、町としては妊婦さんの日を新たな取り組みにはしないで今までやってきたそういう制度を十分生かしてやっていこうとしているのか、その点についてももし聞かせていただければありましたらお願いをしたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 産科医がいないということで、しばらく続けております。このことについては、なかなか産科医の先生方探すというのは、厳しいと言わざるを得ないと思っておりますが、そうした中、エントリーネットとかそういうことで、里帰り出産の方もふえてきていると聞いておりますし、これを使ってお二人、たしかお二人だと思いますけれども、地元で産んでいただいたということで、そういう完璧でない中で危機回避といいますか、そういう意味合いもあつてこういうシステムをつくっております。

2回目のとき答弁させていただきましたけれども、子供のために何ができるかということは、きりがいいのではないかなと思っておりますけれども、美幌町でできることは、今までやってきたつもりでおりますし、そのことはほかのところにもPRするという必要だと思っておりますけれども、いずれにしろ計画がありますので、その着実な推進ということが

基本になるかと思っております。

あと、例えばここで言うと、坂田議員もNPOやっておられるということで、ゼロ歳児の部分はどうするかとか、やはりいろいろあると思います。これはもう地域の声としてやっぱりありますので、あるいはハンディキャップ持たれた方が、保育所へ行ったり保育園に行ったりという制度をもうちょっと国の制度として、しっかり取り組んでいただきたいなという思いも実はちょっと持っております。

質問に十分答えられているかどうかちょっと自信ありませんけれども、つけ加えることがあれば、また、担当部長、あるいは主幹から答弁させていただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（立花八寿子君） 先ほど、御質問がありました妊婦健診を受診せずに、飛び込みで出産された方の御質問がございましたが、平成20年度、21年度、22年度の実績を見ますと0件で、飛び込みでの出産はなかったというふうに認識しております。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいまの御質問の中で、妊婦さんの日の新たな取り組みなのですけれども、今現在、先ほど町長から答弁させていただきましたけれども、子育て支援センターのほうでいろいろな取り組みを行ってございます。その中で父親の家事・育児相談の促進、父親の子育て参加の啓発ということで、子育て支援センターでは父親が利用できるよう月1回、土・日曜日に開所する休日開放を行ってございます。

それともう一つ、今回新たに新年度から検討を始めたいと思っておりますけれども、毎月22日を子育て支援センターに来る方の初めての日とかあります。その日を妊婦さんの日というふうに位置づけて、始めたいというふうに検討をしております。

なお、PRについては、これらも当然、子育て支援センターの中で情報を掲載した子育て

ガイドブックについて、ホームページ・広報でもPRをさらに進めていきたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 御答弁いただきました。新たな取り組みとして、父親の子育て支援ということで、また少し充実されていくのかなというふうに今後の活動に期待をしたいと思います。

次に、町づくり講座について、再度質問させていただきます。

町づくり講座については、自治基本条例に基づいてアクションプランも策定され、町民参加や地域活動を推進していくための一つの手段としてまち育講座が創設され、今後、積極的に情報が提供されることに期待をしているところです。

まち育講座の具体的な取り組み内容については、これから示されるのかなということで期待をしているところですが、行政の各担当者で課題や新たな制度についての説明を行い、意見交換によってよりよい町づくりを進めていくこととなりますが、具体的な内容、メニューを早く提示することも必要かなと考えているところでございますが、そこで新たなメニューとともに地域サポーターの連絡・連携も不可欠な要素となってくると考えているところですが、この点についてはどのような方向で示されるのか、もし聞かせていただければありましたらお示ししたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） まち育講座の関係でございますけれども、御承知のように、1月19日に2回ほどやっております。さらに、これを発展させたまち育出前講座というのも新たに創設した中で、住民の皆様から御要望があったときには、こちらから出向いて出前講座をやるということで、この実績も実

は2月21日にボランティア団体のほうから要請がありまして1度開催しております。

また、さらに今月の末に北4丁目自治会のほうからも、ぜひやってほしいというような要望がありますので、今のところその準備をしているところであります。

それで今後、出前講座のメニューなのですが、今、各部局でそれぞれ抱えております主立った内容で、大まかには健康安全だとか、それから環境に関する事、それから生活に関する事、町づくり、教育に関する事などといった大まかな内容でありますけれども、これを各原課からどういったメニューを皆さんに御紹介できるかというのを整理した上で、スタートさせたいというふうに考えております。もう少しお待ちいただきたいと思っております。

それから、地域サポーター制度とのかかわりでありますけれども、地域サポーター制度というのは当然町づくりの主体ということで、自治会が主体になって動いていただいているわけでございますが、その自治会の中の課題、あるいは問題等について、我々が地域の自治会のほうに入っていった中で、お互いに協議した中で問題解決を図っていくということで、一部似たところはありますけれども、まち育出前講座と地域サポーター制度を使い分けた中で取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今回まち育講座と地域サポーター制度については、執行方針の中で触れられておりましたので、そういう連携がどこでやるのかなというふうな思いと、それから地域のまち育講座ではありませんけれども、地域サポーターの関連で自治会がすごい活動的になっているところと、それから少しおくれをとっているなというところの自治会活動の、相当なばらつきがあるのかなというふうな感じもしていますので、例えばま

ち育講座を始めるに当たって、そういう地域サポーターの人たちとの連携でうまくいくのではないかなというふうに、私が勝手に想像したところがございますので、そんなところで大いにお互いの連携をとっていただけてやってもらえるほうが、より充実できるのかなというふうに思っていたのですが、全く別々に考えたほうがよろしいということで理解をしたらよろしいのでしょうか。

いずれにしてもまち育講座、町づくり、住民との町づくりを基本にして考えた場合に、どちらがベターなのかなというふうな思いで今回質問させていただきましたので、その点でもシイコールになるのか、またまた別々に考えたほうがいいのかということであれば、それはそれでどんな方向でいくのかなというふうに思っていますので、もし聞かせていただければありがたいと思ひます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今回のまち育講座、あるいは出前講座で、従来やってきたこともありますけれども、一つにはサポーター制度が自治会とのパイプをしっかりとつないでいこうという、自治会を対象にしているということであります。これに町長が出向く車座トーク、これがこちらから出向いていく、それは自治会に限らずいろいろなグループだとか、そういう人のところにこちらから出向いていくと。そしてこのまち育講座、あるいは出前講座、出前講座はこちらから出向いて、これは職員が出向いて行くということで、地域の皆さんとお話をしていくと。そしてまち育講座については広く自治会のみならず、町民の皆さん全体的にいろいろなお伝えしたいこと、あるいはいろいろなお話をしたいということについては、そちらのほうにという区別をしながら、とりあえずスタートさせていただきたいと。

あと、この三つをどう連携させるかは、今後の課題だと思いますけれども、どこかを全体的にトータルで出ていく、あるいは説明をさせていただく、連携をとるということが、

さらに横の連携としてどうとれるかということについては、今後の課題だと思っておりますので、いずれにしろ住民の皆さんと一緒に仕事をしていく上には、情報の共有ということが極めて重要なので、我々が持っているやつはいろいろな形で提供しながら、御理解をいただきながら力を合わせてこの町を進めていきたいとそんな思いでありますので、横の連携はちょっと待っていただければと思います。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） その連携については、これから期待をしたいところと思っております。まち育講座については今年度というか、重点的にやっていかれるということなので、本当にすばらしい町づくりができるのではないかなというふうに思って期待をしているところですので、できれば情報提供は早目にしていただければ、住民の人たちはもっといろいろな問題点を考えていながら、講座の中で生かしていけるのではないかなというふうに思いますので、情報提供についてはできるだけ早い段階でやっていったらいいのではないかなというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これからの時代、やはり行政だけひとり頑張っても、なかなかこの町を先に進めれないという思いがありますので、議会の皆さんもそうですし、町民の皆さんと一体となって、よりよい町づくりのために、さまざまな手段を使いながらこの町を動かしていきたいと、そんな思いであります。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） そのことによってすばらしい町づくりを期待したいと思います。

以上で終わります。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、9番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を2時35分からといたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、さきに通告しております2点4項目について質問させていただきます。

まず1点目といたしまして、自殺者防止対策についてです。

全国の自殺者は、1990年代は年間2万人前後で推移していましたが、平成10年には3万人以上に増加し、平成15年には3万4,000人と最多となり、昨年も3万人を超えたとのこと。

国も自殺対策基本法を施行し、道でも自殺対策行動計画を策定して、北見保健所では平成21年10月に自殺対策にかかわる機関や団体などが、自殺対策連絡会議を立ち上げるなどの動きの中で、町でも平成23年度に自殺対策費として初めて予算づけされ、期待されたところですが、平成23年度の自殺対策の進捗状況及び24年度への新たな取り組み、お考えがあればお聞かせください。

また、平成22年度、23年度のいのちの電話の相談実績などお知らせください。

2点目といたしまして、教育行政についてです。

1点目、柔道授業への安全対策の取り組みについて。

平成12年度から、中学校の体育授業で必修となった武道の中から、男子・女子とも柔道を学ぶこととなっておりますが、柔道を学ぶ上での安全性について危惧されています。スポーツの中でも柔道は、ほかの競技に比べて危険度が高いと言われております。昭和58年度から平成21年度までの27年間で、中学

校と高校で後遺症が残る柔道事故は275件あり、このうちの3割は授業中であり、中学校、高校とも死亡事故の5割は、1年生の初心者が多いとのこと。事故が多いことで、文部科学省は全国の教育委員会に、安全に気を配るように通知をしたとのことですが、町では安全対策をどのように考えているかお聞かせください。

教育行政の2点目といたしまして、美幌高校の生徒確保についてです。

道立高校再編により、平成23年度から旧美幌農業高校と旧美幌高校が一斉統合され、美幌高校として1年を迎えようとしています。関係各位の努力により、統合は極めてスムーズに運び、旧2校の特徴を生かした地域の魅力ある高校として期待されているところです。平成23年度は普通科、地域資源応用科、生産環境化学科とも生徒数の確保は相当数あり、関係者一同安心したわけですが、平成24年度入学希望者の2月28日最終出願状況を見ますと、倍率が普通科0.6、生産環境化学科0.4、地域資源応用科0.9と、昨年の出願者数を大きく下回っています。その年度の受験生徒数にも影響されることは考えますが、教育委員会としてはどのように分析されているのかお聞かせください。

3点目といたしまして、旧美幌高校教職員住宅についてです。

平成24年度から旧美幌高校は改修され、美幌中学校として利用開始となりますが、周辺の旧美幌高校教職員住宅は、現在、道との間でどのようになっているのかお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 岡本議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

教育行政については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

初めに、自殺者防止対策についてですが、全国の自殺者数は平成10年以降、13年連続3万人を超えることとなり、北海道

の自殺者数も平成10年以降1,500人前後で推移するなど、極めて深刻な状況にあります。

こうした中、国では自殺対策基本法を平成18年10月に策定し、自殺総合対策大綱や自殺対策加速化プランを策定し、官民が連携した総合的な取り組みを進めております。北海道におきましても平成21年度から5カ年間の自殺者対策を総合的、効果的に進めるため、平成20年に北海道自殺対策行動計画を策定し、関係機関や団体等が連携の上、自殺のない社会を目指した具体的な取り組みを進めてきております。

自殺の原因は病気などの健康問題のほか、倒産、失業、多重債務などの経済や生活の問題や介護などの家庭問題などが複雑に関係しており、個人の問題として片づけられないさまざまな社会的要因が背景にあることから、その対策は社会全体で取り組まなければならない喫緊の問題となっております。

このような状況を踏まえ、北見保健所では自殺者対策にかかわる機関や団体などがネットワークを構築し、地域特性に応じた総合的な自殺対策を推進するために、北見保健所管内自殺対策連絡会議が平成21年10月に設置され、平成23年3月、北見地域自殺対策取り決め方針が決定されたところであります。美幌町においては、平成19年7月、7名、平成20年、6名、平成21年、10名、平成22年、6名、平成23年では8名の方が自殺で亡くなっている状況から、北見地域自殺対策取り決め方針に基づき、平成24年1月31日役場内の関係部局の連携により、自殺対策を総合的に推進するため、美幌町自殺予防対策庁内連絡会議を開催し、自殺予防対策の取り組みは、町と関係機関・団体が連携することが重要であることから、美幌医師会、北見保健所、美幌警察署、美幌消防署、学識経験者など15の個人・機関・団体をメンバーとする美幌町自殺予防対策推進会議を2月16日に立ち上げたところであります。

御質問の平成23年度の自殺対策の進捗状況及び24年度への新たな取り組みであります。美幌町自殺予防対策推進会議の中で協議しておりますが、平成23年度の取り組みとしては心の健康相談を毎月開催し、本年2月末現在、11件の相談実績となっております。また、産後の母親のメンタルヘルス支援、特定高齢者把握事業でのスクリーニングなどの事業を実施し、3月には自殺予防対策啓発用リーフレットを作成し、全戸配布していくこととしております。平成24年度についても心の健康相談、自殺対策講演会の開催、健康教育として啓発用自殺予防パンフレットの作成などを実施し、自殺予防対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

次、いのちの電話の相談実績であります。社会福祉法人北海道いのちの電話においては、送受信件数で平成21年、1万8,336件、平成22年、1万8,220件となっており、また社会福祉法人旭川いのちの電話においては、総受信件数で平成21年、1万8,197件、平成22年、1万9,745件となっております。

このようなことから、美幌町においては相談内容による関係機関の相談窓口を町民全体に周知を図るとともに、役場内窓口を健康推進担当とし、自殺予防などの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをしたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） それでは、教育行政についてお答えを申し上げたいと存じます。

まず、1点目の柔道授業への安全対策の取り組みについてであります。

武道授業の進め方としまして、学習指導要領解説に示されている例示等を参考に、実施時数や生徒の実態等に応じて指導計画を作成し、指導内容を明確化いたしてまいります。

議員御指摘の安全対策ですが、武道は相手と直接的に攻防するという特徴があり、互い

に競技規則を守り、相手を尊重し、公正な態度で安全に行うことが求められます。

授業においては、自分で自分を律する克己の心をあらわすものとして、礼儀を守るという考え方があることを理解させ、練習や用具の準備、後かたづけなど授業時間全体を通して、責任感や仲間との連帯感を育てるとともに、用具や練習場所などの自他の安全に留意して、積極的に取り組めるよう配慮して指導をいたしてまいります。

さらには、実際に指導に当たる体育教師の研修につきましては、北海道教育庁が既に数回にわたり保健体育授業が改善、充実するための安全対策を含めた説明会・講習会を実施しており、その中で武道指導の留意点、課題などを研修しております。

保健・体育の授業は、すべての生徒にとって安全で楽しいものでなければなりません。しかし、武道を含めた体育活動は、事故やけがが発生する危険性を常に伴っており、人為的要因や施設・設備の状況、自然現象など、さまざまな要因によって大きな事故につながる可能性を有しておりますが、指導に当たる教員には、体育にけがはつきものという考え方を排除し、けがは指導者、生徒の努力で回避できるものという基本的な認識に立ち、安全管理や安全指導の徹底を図り、万全を尽くしてまいりたいと存じます。

次に、2点目の美幌高校生徒確保についてであります。

昨年度の美幌町内の中学校卒業生徒数は191名でありましたが、本年度の卒業生徒数は159名であります。比較しますと32名の減少であり、約一クラス分人数が少なかったことによるものと考えております。

オホーツク中学区の中学校卒業生数においても、平成22年度の1,544名から平成23年度の1,511名であり、33名の減少であります。今後の美幌町の中学校卒業見込み者数は、平成24年度には持ち直しまして197名、平成25年度では187名、平成26年度では206名、平成27年度では

188名、平成28年度では163名、平成29年度では192名、平成30年度では180名、平成31年度では169名、平成32年度では178名と推移する予定で、毎年人数の増減はありますが、緩やかに子供たちの数が減っていくものと推計をしております。

したがって、本年度、美幌町の中学校卒業生159名は、この推計から極端に少ない年であったと言えます。今後とも本町の子供たち、さらにはオホーツク管内の子供たちが通う美幌高等学校が、子供たちから選択をされ、より一層魅力ある高等学校として歩んでくれることを期待しているところであります。

次に、旧美幌高校職員住宅についてであります。

美幌高校に隣接しております教職員住宅は、教育用財産ではありませんので、北海道からの無償譲渡の対象とはならず、仮に美幌町で取得するとした場合は、有償譲渡となります。現在、町内の教職員住宅は充足しておりますので、この敷地及び教職員住宅を取得する見込みはございません。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、自殺防止対策のほうから順次説明しながら、答弁をいただきたいと思っております。

私は、平成22年3月議会でも自殺問題対策について一般質問をしていますので、なるべく重ならないように質問していきたいと思っております。

平成22年3月の町長の答弁では、美幌バージョンにふさわしいものを何とかつくり上げていきたいという、大まかな答弁だったと思っております。そのとおり、大変前向きに昨年予算づけして、内々の勉強会とかそういうところに使いますよという話で、ことしもさらに予算がついて、新年度の執行方針の中でもありましたけれども、ことしはいよいよ美幌

町でも自殺防止対策について、目に見える形で何とか進んでいくのだなというふうに期待をするところなのですけれども、何点か再質問させていただきます。

2月16日に、美幌の自殺予防対策推進会議を立ち上げたとのことですが、その15個人・機関・団体に立ち上げたということなのですが、これはこの団体がずっとかかわっていくのか、そしてそれは大まかにというのか、公表していくものなのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

それと、役場の中の窓口を健康推進担当としたとのことなのですが、それはどのぐらいの人なのか。みんなが例えば同じように勉強を積んでいくのか、1人とか2人とか深く掘り下げていくのか、その辺のことをお知らせください。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいま御質問ありました点について御説明申し上げます。

2月16日に立ち上げた美幌町自殺予防推進会議のメンバーについてですが、これは15団体ということで、美幌医師会、北見保健所、北見児童相談所、美幌町小中学校校長会、美幌町教育委員会、学識経験者、北見方面美幌警察署、美幌・津別広域事務組合美幌消防署、北見公共安定所美幌分室、商工会議所、社会福祉協議会、それと美幌民生児童委員協議会、消費者協会、美幌町地域包括支援センターで構成されました。

今後の15団体のことなのですが、これは当然、今後、岡本議員さん御指摘のとおり、関係機関の団体の公表も含めてやっていきたいというふうに考えてございます。これは第1回目立ち上げた中で、この団体にこだわることなくいろいろな意見を聞きながら、また進めていきたいというふうに考えてございます。

それと、健康推進の窓口につきましては、これは今まで障害担当で実際やってございました。今回こういった中で、やはり自殺の関連要因については、経済、健康、それから家

庭の環境の複雑な問題があり、やっぱりほとんどの自殺の中には精神疾患含むメンタルヘルスの問題があると言われていました。心の問題と体の問題を含めて、健康づくりを支援する体制が保健師だということで、今回から窓口を保健師の健康推進で全員で受けれる8名体制の中で対応していきたいというふうに考えてございます。

そういった中で受けるに当たっても、そういったいろいろなケースがございます。個別に保健師が相談に乗って、ケース会を開いたり、保健師の資質、対策、研修も含めて北見保健所管内で行われている自殺予防研修会などに参加しながら、ゲートキーパーの研修も参加しながら対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 昨年は、交通事故の死亡者がゼロだったというふうに聞いて、大変よかったなと思っていますし、交通安全の取り組みというのは美幌はとて一生懸命やっています。過去ですけれども、8人とか10人とか本当にとうとい命が失われて、そしてまた人生ではつまずきがあっても絶対やり直せるのだということで、一時乗り越えることができればまた次につながれるということで、より一生懸命これからも取り組んでいきたいと思えます。

取り組みによって減らせるということで、2月12日の朝日新聞だったのですけれども、東京足立区の取り組みというのが新聞に出ていました。ここは東京の中でも下町と言われて、一番都内で自殺が多かった。だけれども、その取り組み、先ほど民生部長が説明いただきましたけれども、体の問題、経済的な問題そういういろいろなことで、ネットワーク化しながら取り組んだことによって2割、今、今減らせているということで、やっぱり取り組みによっては減らすことができるというのでは、本当に交通安全の問題なんか

と同じでないかなと思っています。

それと、その新聞の中に書いてあったのですけれども、先ほど民生部長が説明いただきましたように、その原因はいろいろであると。結局、そこにいろいろな原因を持ちつつも、その7割の方が、何らかの相談窓口を訪れている。3割の方は訪れていないというのですけれども、7割の方が必ず窓口を訪れている。そのときの相談に来た中から、よりリスクの高い人を見つけて、次につなげていくということをやっているらしいですね。

例えば、債務の問題の相談に来た、そうしたら次に弁護士のところへ行ったりとか、それから体の病気の問題だったら、次に病院へ行ったりとか、そこで終わりでなく次を必ず追跡というのですか、そういったうに相談に来た人からリスクの高い人を見つけて、窓口や相談機関がネットワーク化を図ってつないでいくというやり方が、2割減少を、実績をつくったということですので、それをいい教訓にして、私、前にも申し上げましたけれども、小さな町でそういう自殺対策ということは、余り大きな声では言えないのかなというふうに思いますけれども、やっぱり小さな町だからこそできることがあるのではないかなというふうに思っています。

今、先ほどの孤独死の問題なんかもそうなのですけれども、やっぱり個人情報保護法で余り人が、人の中に入っていかなかった。でもやっぱり孤独死の問題もそうですけれども、こういう不安を感じた人にもうちょっと、ある時にはうるさがられるかもしれませんが、もうちょっとみんなお節介になってもいいのではないかなというところもありまして、実に私もそう思っています。このぐらいの人口だからできる美幌バージョンというものを、より確実にしていっていただきたいと思えます。

町の中でいろいろな人が、いろいろな役割を担っていますけれども、ネットワーク化、先ほどのSOSネットワークとか、私、前にも申し上げたのですけれども、不審者情報、

あれはかなりの人が登録していて、ネットとかメールで配信されますけれども、そういうふうにもいろいろな新しい美幌の形というものをぜひ期待したいところですので、町長からもう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 岡本議員、交通事故死のこともちょっと触れられておりました。私も3万人が亡くなる、しかも14年続けてということで、いろいろほかのところではどうかかなと思いましたがちょっと調べてみましたけれども、昭和34年に交通事故で亡くなった方が1万79人だそうなんです。これがずっと昭和50年まで1万人が続いたということでありまして。そして一時1万人を切ったのですけれども、63年にまた1万人を超えて、平成5年まで1万人を超える交通事故死の方がおられたということでありまして。

それで交通事故の場合、交通戦争という言葉もできたくらいでありますから、相当ひどいという認識あったと思いますけれども、一方で、自殺者が14年間で3万人という、交通事故から比べてもかなり多いと思います。それで今回の3.11の大災時で亡くなられた方が、この3月5日で1万5,854人だそうなんです。そして不明の方が3,274人だそうなんです。ですから、こういった数字から見ても、また最近の戦争で言うと、僕、産まれてなかったと思いますけれども、日清戦争で2年間で1万7,000人ということですから、この3万人という数字がいかに大きいかということだと思います。

そういった意味で、やはり個人の問題でみずから命を絶つという、結果的にそこなんですけれども、その要因としては、やはり社会的な要因があるだろうということで、国も本格的に腰を上げて対策を打つと。それで私も、それに呼応する形でことしに入ってから、先ほどお話ししたように15の団体・個人で会議をつくって、組織をつくって、これから本格的な取り組みということになると思いますから、どういうことができるかもしつ

かりとその中で協議していきたいと。

ただ、これは心の中の内の内のことがきっかけになるということで、なかなか外見上わかりにくいということもあって、事の難しさも感じながら、セーフティネットとしてどういふものができるかどうか、それは今後十分協議していきたいと、そんなふうには思っています。

○議長（古館繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 町長に、大変前向きな答弁いただきましたので、これからますます期待したいところですし、やっぱり住民というか、町民一人一人がある意味役割があるなというふうには思っています。それは家庭の中だったり、地域の中だったり、そういう啓蒙・啓発もことし進むのだろうなというふうには思っています。

昨年の7月5日、6日だと思うのですけれども、議員研修会が札幌でありまして、コンベンションセンターに行ったのです。トイレに入りましたら、パンフレットというのですか、そういうのがあって、「ひとり悩んでいませんか」とかという、そういう投げかけのパンフレットが置いていました。そして私、感心したのは、どこにでも置いてあるのかなと思って何か所か行ってみたのですけれども、それぞれ違う言葉があった、投げかけの言葉が、それぞれ違う言葉があったので、大変感心しました。美幌でも、特にこれから前向きに取り組んでいただけないということですので、自殺対策に対しては、これで終わらせていただきます。

次に、教育委員会のほうになりますけれども、それでは柔道の教育のほうから説明させていただきます。

午前中に、5番議員が同じような質問をいたしましたので、なるべく重ならないようにやっていきたいと思っておりますけれども、きのうの道新でも、道議会でも7日にこのことについて一般質問した議員がいて、北海道でも2006年から10年間に柔道による3週間以

上のけがが12件あったと。うち1人は高機能障害ですか、本当に重要なことになったというふうに書かれています。

それから、教育長の答弁もありましたけれども、これからいろいろとまだ道でも指導をつくったりして、まだ新たに今年度中にそういうことが来るということですので、これからやろうしていることに余り不安だぞ、不安だぞということもどうかとは思いますが、そしてその不安材料の中にも人材不足ということが言われていましたね。

先ほどの教育長の答弁で、人材不足は美幌は解消するのかなと思ったのですよね、体育教師と言えども、だれもが柔道を得意をしてはいないというふうに聞いているのもあったのですけれども、美幌はそれぞれの学校に有段者がいるよと、そして役場庁舎にもいるよと、もちろん町の中にもいるよということだったのですけれども、その点ではひとつ安心していいのかと思うのですけれども、安心していい材料かなとは思うのですけれども、例えば、柔道のことに対してこれだけ報道されたり何かして、学校側と教育委員会がこういうことについて打ち合わせをしたことというのは何回かあるのでしょうか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 議員、御承知のとおり、平成24年度から新学習指導要領の中で武道、美幌町は柔道でありますけれども、選択をしたということでもあります。

現実に、実は午前中にもちょっとお答えをしておりますけれども、年間の授業時数、柔道にかかわって割ける時数が、約10コマ前後であります。1コマ、50分ですけれども、そういう時間数の中で柔道を指導することになるわけですけれども、さまざまな新聞報道も含めて、今、議員御指摘のとおり、柔道の事故にかかわっての懸念が表明をされているということもございまして、美幌町としては直ちに1学期から柔道の授業をスタートするというのではなくて、恐らく今

の状況からいくと、9月、10月ぐらいからスタートすることになるだろうというふうに思っています。

当然、それまでの間に、道教委のほうからもさまざまな指導、改めて指導をする、あるいは指導書の作成をするということもございまして、それまでの間、危険回避のための具体的なものをつくっていきたいというふうに思っています。

ただ、24年度から、いずれにしてもスタートする時期は若干おくれますけれども、24年度からということでもありますから、この間も校長会開催をした中では、柔道授業に当たって最大限の危険回避のさまざまな取り組みをお願いをしますということでもあります。ただ、お願いをしますということだけでは、これは前に進まない部分もあろうかと思っておりますので、当然、その中には町内の有段者の方、柔道協会でございますし、先ほど申し上げましたけれども、教育委員会にも有段者がおりますけれども、中学校の体育授業をする先生方との連携なども、当然、考えていかなければならないだろうなというふうに思っています。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） よくわかりました。町の中の人材を、スポーツの中で指導者として、部活の中で指導者としてお願いするというのは今まで、中学校はちょっとわからないのですけれども、高校なんかではあったのですよね。指導というか、部活のほうなのですけれども、それは。そういうことで、町にはそういう人材がいるということで、これから例えば、体育の先生1人と30人になるのか、40人になるのか、それはわかりませんが、報じられている中ではやっぱり出だしのところ。1年生のところ部活にしても、何にしてもけがが多いということで、そのところが大切で、これから町内の人材を使いながら、皆さんで安全な柔道教育のほうにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

時数は10時間ぐらいだよ、10時間というか、50分の10コマぐらいだよということですけども、体育というかそういう競技でなければできない礼とか作法とか、そういうのもありますので、決して否定するわけではないのですけれども、2年ぐらい前からこういうことがいろいろ言われていまして、残念なことにフランスでは余り柔道の事故がないというのも、日本から比べたらフランスは非常に事故が少ないということで、すっかりお家芸を取られたのだなというふうに考えています。

父兄としても、これだけ事故が多いとか、テレビとか新聞とかで報道されましたら、うちの子、ちょっと気弱いだけけれども、どうするのだろうかとかというちょっと不安なところもあるのではないかなと思いますので、その辺のところも。今、何か嫌なことがあると学校に行かなくなるということが多いので、その辺のところの周知も、ちょっと気を配っていただきたいなというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 柔道で事故が起きるとするのは、スタート時点で一番気をつけてなければいけないのは、柔道着を着て、畳の上でということなのですけども、子供たちが勝手にというか、勝手にという言い方あれでしょうか、まだ基礎も何もない中でいきなり乱取りみたいな話になると、これはいろいろな問題出てくるだろうと思います。

まさに柔道、これは柔道という競技を、競技をと言っているのでしょうか、を教えるということではあるのですが、一番主眼に置かなければいけないのは、武道を通して、武道はまさに礼に始まり礼に終わるということですから、そういう精神的な部分も含めて、これが十分に初期段階、スタート時点でしっかり伝えなければいけないことだろうというふうに思いますし、当然、柔道の実際に柔道の授業をやるときには、まずは基本をということになると思います。

私、柔道のこと余り詳しくございませんけ

れども、まずは礼儀作法というところから入った上で、なおかつ、まず受け身なのだろうなというふうに思います。ですから直ちに柔道の授業が始まって、いきなり相手と組み合って、わざをかけ合うということには、これはならないだろうというふうに思っています。そういうところからスタートということでもありますので、テレビや何かで柔道の競技や何かが出る場合がありますけれども、あれを直ちにイメージするということは、これは違うというふうにお答えをしておきたいというふうに思います。

それから、この指導に当たって、学校の先生、体育の先生だけ、たまたまうまいぐあいと言ったらあれですけども、今回の来る先生が有段者なのですよ。それはたまたまそういうことであるだけであって、必ずしもではいつの時代も有段者がいるかという、そうはなりませんので、当然、町内のそういう知識経験をお持ちの先生方との連携は必要だろうというふうに思います。

これは先走った言い方になるかもしれませんが、今の小学校においては、外部講師でスキー・スケート、それに水泳をやっておりますが、これを直ちに柔道において外部講師を招聘をしてやるということは、これはまずスターとして、先生方の取り組みがどうなるかということが見きわめた上でないと、外部講師を直ちにということはできませんけれども、将来的にはそんなことも考えていかなければならないような状況が出てくるというようなことも想定はいたしているところであります。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 美幌は、その人材に恵まれている、そしてそういう人材を余すことなく連携の中で活用していく考えがあるという教育長の柔軟な考えを聞いて安心いたしました。

それから、次に、美幌高校の生徒確保のほうに入らせていただきます。

3月1日に、美幌高校の第1回の卒業式がありまして、私も同窓会の役員として出席させていただきました。136名の生徒が、第1回卒業生として巣立っていったわけですが、高校再編の計画が道教委により発表されてから、町長、そして教育長も大変御苦労されましたので、町長も祝辞を述べられましたけれども、今まで以上に感慨深いものがあったのではないかなというふうに思っています。

ことしの卒業生は136名ということですので、在校生を含めると約400名近い生徒数というふうに考えます。過去的美幌農業高校、美幌高校の卒業式から見ると、もっと過去は別ですが、生徒数の多さが感じられました。特に、式歌のときなどは迫力があるものでした。一定の数を確保するということは、非常に大きな力になるのだなというふうに私も感じました。力強い式歌を聞きながら、このくらいの生徒数を保っていかなければというふうに私も強く感じたところです。

実際に二つの学校が一つになることで、大変よい面が出ているというような話も聞いています。美農ショップも少ない生徒になった中からも、引き続き取り組んでいただいていますし、このことに対してもある一定程度の生徒数が確保できなければ、非常に難しくなってくると考えています。

答弁では、来年度は中学卒業生は回復していくようなのですが、なかなか安心できるものではないなというふうに感じています。いろいろ非常に統合について苦労された町長、教育長、今後も美幌高校に対していろいろな思いがあるかと思えますけれども、もしよければ、町長、卒業式に出て祝辞述べられていましたので、何か感想がありましたらお聞かせください。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 卒業式・入学式ずっと出ささせていただいております。入学式については、本当に気持ちがあらわれるような整然とした式典を子供たち先頭にさせていただ

いて、本当に子供のこといろいろ言われますけれども、美幌の子は将来に向かって大丈夫だと、そんな印象を受けておりますし、また、卒業式は毎回涙があふれるほどの感動的な式典になっているということで、こちらも本当にすばらしいなと思っております。

それで2校を1校にして、今回卒業式に出て改めて思いました。これは正しかったことだなと、今、第一歩を記したわけですから、これから学生たち、あるいはPTA、学校の先生はもちろんですが、新しい歴史をしっかりとつくっていただけないかなと思っております。勉強も部活もその他青春時代の思い出も、すべてしっかりとできるのではないかなというそういう思いをしておりますので、そういった面からも2校を1校にして私はよかったと思っております。

感想としては、以上であります。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 二つあるときは、生徒数がどんどん減ってきて、間口なんかも削減されることに大変危機感を覚えて、それぞれ2校が一生懸命だった時代もありますね。それで生徒数の確保ということで言えば、来年は少し回復する、32名でしたかふえるということで、回復すると一番いいことなのですけれども、今、高校の無償化になったことに対して、生徒が行ける範囲がふえたというのですか、経済的に行ける範囲がふえた、費用負担を考えて行ける範囲がふえたので、これまで以上に選ばれる学校というので厳しくなるというふうな報道もありました。

だからといって道立高校に、では生徒確保の何ができるかという新たなというか、新たなものとか、それからこういうことならできるよとかという、もし教育長が考えていることがありましたらお知らせください。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 正直申し上げて、これだというのはございません。ただ、美

幌高等学校が、今、町長も話されておりましたですけれども、学業もスポーツもあるいは文化的な活動も含めてそういうものにしっかり取り組んで、その成果が上がってくれば当然のことながら、結果として、この美幌の子供たち、あるいはその周辺の子供たちも含めて、この学校を選択されるということなのだろうと思います。ですから、これは何かこうやろうということではなくて、地道な取り組み姿勢といましようか、そういうものごとでも大事なのだろうというふうに思います。

そういう意味では、今、ことしの卒業式、本当にこの1年間統合されて、学校現場においては融合ですとか、いろいろなことを含めて大変な思いというよりは、さまざまな取り組みをしてきたというふうに思います。その結果の今回統合されての1回目の卒業式、大変感動的なすばらしい卒業式であったというふうに聞いています。

結果として、時代の趨勢全く度外視して、これからの高校のことを考えていくと、それは度外視できないということも現実にありますけれども、ただ、美幌高校唯一の美幌町内の高校でありますので、それは今後とも一定のレベルを保って、人数的なことも含めて今後も存続をしていくと、そういう意味で地道に活動をしていく、これが大事だろうというふうに思っています。

○議長（古館繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 平成13年くらいから間口削減に始まっているいろいろなことがあって、本当に2校を一つにして一安心というところで自分も感じていたのですけれども、これはなかなかやっぱり一安心はできないなど。常にたった一つ残った高校として見守り、全員がそれぞれの立場で見守っていかなかったら、なかなかこれも生徒数も含めて厳しいものになるのではないかなというふうに、私は感動的だっただけに新たな自分に対しても、すごくまた活を入れたいところですが、町長も教育長も大変その辺のとこ

ろは常に気を配っていただくというふうを受け取りまして、この質問終わらせていただきたいと思います。

もし、教育長、何かありましたら。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 私も美幌高校の卒業生の1人です。確かに、子供たちに選んでいただけるようなそういう学校づくり大切でありますし、片っ方で地域の皆さんが、美幌町民の皆さん方がこの美幌高校を支えていたと。そういう意味では、美高ショップもこの2月が本年度最後だということで報道もございましたですけれども、たくさんの方見えていただいていると。子供たちの活動をしっかり地域の皆さんが見守っていただいているということもございまして、1年、統合があつてちょっと中断をしたのですが、美幌高校さん、大変忙しい中で町民対象とした開放講座、また24年度からスタートいただけると。そういう意味で、高校としても地域に向かって、さまざまな取り組みをしておりますし、片っ方では町民の皆さんにしっかり見守っていただいていると。こういう状況にありますので、本当にことしなぜか、いきなり卒業生が減っています。これがなぜだかちょっとわかりません。丙午かなと思ったのですけれども、そうではないのですよね。また、戻るとのことですので、それに来年ふえるから、またもとに戻るのだという油断は禁物と思っています。そういうところで頑張っています。

○議長（古館繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、次に、旧美幌高校の教職員住宅について入らせていただきます。

答弁で、教職員住宅は教育用財産ではないので、道からの無償譲渡の対象ではないと。町で取得するとしたら、有償ですよということなのですが、今、町の教職員住宅はこれ以上ふやすというか、足りているということですので、取得する見込みもないという

ことの答弁なのですけれども、それではこれはどうなるのか。外見から見たら塗り直しているとか、きれいなようなふうに見えますし、耐震化がどうなのかとか、そういう道の財産ですから町がどのぐらい把握しているかということはありませんけれども、ほとんどあそこには数戸しか、1戸かしか人入っていないと思うのですよね。そんなので、今後、どのようになっていくのかなと、あそこに中学校が来てもその後どうなっていくのかという、これ以上の答弁はあるのかなのか、ちょっとお知らせください。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 経過をちょっとお知らせをいたしたいと思います。

統合に当たって、さまざまな道教委に対して、北海道に対して校舎の整備も含めていろいろな要望をした中で、実は教職員住宅どうするのだという話ございました。これは財産区分が違いまして、教育財産については無償譲渡ということは当然決まっておりますけれども、これは教職員住宅でありますのでちょっと区分が違います。

うちらが要らないというか、必要としないということになったときに、では学校すぐそばにあって、いずれどんどん劣化をしていく、取り壊すとか、あるいは今の状態で、たまたま今1人入っていらっしゃるのですけれども、これも美幌高校の教員住宅はそれなりに充足していますから、たまたま移っていないだけの話というふうに聞いているのです。

そうすると空き家状態ですね、道教委に対しては、あのまま放置されるのですかと、ベニヤ板でも張ってあのまま放置しておくのは、私たち美観上も、それからもちろん学校施設のすぐ隣りですから、いろいろな反響といたしましうか、管理の上でも非常に問題が出てくるということを申し上げているのです。だから、「取り壊して金かかるのなら、くれたっていいでしょう」という話もしたことはあるのですが、ただ、それは今の道の財政、あるいはその中では、そのような形には

なっておりません。

では、うちらがもらってどうするのだという問題が一つあります。今の教職員住宅、校長住宅、教頭住宅も含めたあの教職員住宅については、あのまま使用するには使用に耐えないと思います。とすれば、例えば無償譲渡されたとしても当然リニューアル、その他の経費がかかってまいります。では、そこを使って、今、美幌町の教職員住宅が全く足りなくてという状況にあるなら、そういうことも当然考えていかなければならないのですけれども、実は若干今のうちの所有している教職員住宅、余裕がございます。

そういう中で、有償で購入するということにはならないということでありまして。道教委に対して、取得しないということでありまして、道教委としては、どうされるのでしょうかということ、私どもは申し上げていかなければならないというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 余り時間もなくなりましたので、あの辺に中学校が来るとなれば、それこそ窓ガラス割ったとかいろいろな問題がまた起きてくるかなと思いますので、有償でというのもわからないですけれども、今後引き続き環境整備として道といろいろな折衝していくのは町長なのでしょうか、今後、その辺のことをちょっとお知らせください。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 道教委に対しては、教育委員会のみならず町長も出札の折には道教委に立ち寄って、さまざまな要望をさせていただいております。この件についてもあのままベニヤで覆って、そのまま放置しておくというのは問題ありますし、ましてやそのままの状態なら、今、ガラスの問題とかいろいろな問題出てきますので、これは本当に「さあ始末つけてください」という形で、私どもは要望していくことになろうかと思いません。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、8番岡本美

代子さんの一般質問を終わります。

◎会議時間延長の議決

○議長（古館繁夫君） お諮りいたします。
あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。再開は、3時45分といたします。

午後 3時31分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第2 一般質問

○議長（古館繁夫君） 一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

次に、2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 私は、既に通告しております3点について、以下質問を行います。

その第1は、生活弱者の孤立死防止策についてであります。

美幌町の電気・ガスなどの供給停止世帯状況について、最初にお聞きいたします。

前段でもお話ありましたが、生活弱者の孤立死は道内でもあるいは全国的にも今、広がりを見せておまして、町民が高い関心を示しております。2月24日、議会と連合町内会との懇談の中でも問題提起されたところでございます。

そこで第1に伺います。

極めて寒い美幌町で生きていくための必要不可欠な電気・ガス・水道・灯油などいわゆるライフラインが、経済的な理由で停止されている世帯及び人数を町としてどのように把

握されているか伺います。

二つ目は、生活困窮、要保護状況にあることを理由に電気などの供給停止を猶予された事例、あるいは生活保護適用に至った事例は把握されているかどうかお伺いをいたします。

大きな二つ目は、電気など供給業者などと町との連絡・連携体制についてであります。

生活弱者、要保護者の把握のために、電気・ガス・水道・灯油の供給業者及び役場内の関係部局、居宅介護支援事業者などとの連絡・連携体制について、具体的にお示しをいただきたいと存じます。

3点目は、美幌町としての要保護者対応についてであります。

その一つは、町内の知的障害者、重度の要介護認定者を町として実態調査されているかどうか伺います。

二つ目は、電気・ガス・水道・灯油などの供給業者及び関係部局及び居宅介護支援事業者など、福祉サービス提供者との連絡・連携体制の強化を図り、生活弱者、要保護者の実態把握と適正な保護の実施に向けたネットワーク構築が求められていると思っておりますが、いかがでしょうか。

この点の3点目は、特にこの寒い厳寒期には、生活弱者、要保護世帯へのライフラインを維持することを美幌町の原則として貫いていただきたいと思うところでありますが、いかがでしょうか。

大きな2点目は、再生可能エネルギー導入についてであります。

その一つは、美幌町のCO₂排出量削減の年次計画についてであります。

美幌町新エネルギービジョンで示されたCO₂削減計画の進捗状況について、到達点をどのように評価されていますか、伺います。

この2点目は、地球温暖化防止京都議定書では、日本は2012年度までに1990年対比CO₂排出量をマイナス6%とされておりまして、さらに今後の地球温暖化防止のためには2050年までにCO₂排出量を同じ

くマイナス50%、これは研究者の間の主流の主張ということですが、マイナス50%が目標とされているようであります。美幌町での目標達成に向けて、ロードマップの作成、具体的な推進体制をどのように検討されていますか、伺います。

また、行政みずから各種施設への再生可能エネルギー導入を計画的に推進する必要がある、このように思いますが、いかがでしょうか。

大きな3点目は、国保一部負担金についてであります。

その一つは、美幌町の国保一部負担金徴収猶予及び減免要綱についてであります。

一昨年9月13日付厚労省保険局長通知以来1年半を経過していますが、美幌町国保一部負担金減免要綱はいつ制定されますか。また、その内容は具体的にどのようなものですか、伺います。

2点目は、厚労省保険局長通知は、自治法245条の4第1項に基づく技術的助言であり、法律ではありません。本来、美幌町の国保被保険者が要綱が制定されない段階に、保険局長通知を根拠に被保険者が美幌町に徴収猶予や減免申請を行うことは、無理があるのではありませんか。

大きな二つ目は、要綱制定作業の遅延についてであります。

要保護者にとって救済となる一部負担金徴収猶予及び減免要求の要綱制定が1年半も遅延するのは、美幌町政にとって私は禍根が残るといふふうに思います。町長として、感ずるところはありませんか。

1回目、質問を終わります。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 大江議員の質問にお答えをいたします。

初めに、生活弱者の孤立死防止策について。

美幌町の電気・ガス等の供給停止世帯状況についてであります。御質問のライフラインが経済的な理由で停止されている世帯及び

人員を町としてどのように把握しているかですが、水道につきましては、町の水道担当において把握をいたしております。電気・ガス・灯油については民間事業者であり、事業者の個人情報保護義務などにより、直接把握はできておりませんが、水道料、公営住宅料金などの公共料金の訪問徴収や納付相談、民生委員の見守り相談活動、美幌町地域包括支援センターの高齢者実態調査、訪問事業、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者との連携により、情報を得ている状況であります。

次に、生活困窮要保護状況にあることを理由に、電気などの供給停止を猶予された事例、あるいは生活保護適用に至った事例は把握されていますかですが、水道料については未納になっている世帯に対し、訪問や面談による相談の上、分納誓約などにより給水停止を猶予しておりますが、電気・ガス・灯油については個人情報保護義務などにより把握できない状況であります。

また、生活保護受給適用に至った事例の把握につきましては、公営住宅担当からの情報により適用になったケースがありますが、今後においても役場内の民生担当と水道、公営住宅担当などの関係部と連携を図りながら、要援護状況にあることを理由に電気などの供給停止などの情報収集に努め、適切な対応をまいります。

次に、電気等供給業者などと町の連絡・連携体制についてであります。御質問の生活弱者、要保護者の把握のために、電気・ガス・水道・灯油の供給業者、関係部局、居宅介護支援事業者などとの連絡・連携体制について具体的にお示しくださいであります。国においては平成14年4月23日付で、資源エネルギー庁より関係事業者に対し、福祉部局との連携に係る協力についてとして、生活困窮者と把握できた場合、料金未払いによる供給停止に関し、柔軟な対応と福祉部局との連携に対する協力について通知し、さらに厚生労働省においては、平成24年2月24

日付で各都道府県指定都市及び中核市に対し、生活に困窮された方の把握のための関係部局機関等との連携強化の徹底についてとして、生活困窮者に関する情報を地方自治体の福祉担当部局が適切に収集するために、電気・ガス事業者との連絡・連携の実態を把握し、事業者と福祉部局の連携を強化するように通知しているところであります。

このような中、北海道では市町村と電気・ガスなどの供給事業者とが、要援護者の情報を供給できる仕組みをつくるための連携方策を協議するため、北海道電力株式会社、北海道LPガス協会、北海道石油業協同組合連合会、北海道町村会などをメンバーとする要援護者把握のための連携方策検討会議を設置し、平成24年3月7日、会議を予定しているところであります。

なお、札幌市においては、平成24年1月27日に北海道電力及び北海道ガスへ、料金を滞納している生活困窮者に行政への相談を促し、供給停止する場合は、事前に行政と情報交換する場を設けることを要請しており、平成24年2月2日は北海道LPガス協会と利用料を滞納している生活困窮者に、行政への相談を促すよう協力を求めたところであります。

町の対応につきましては、町税及び各種使用料など税外収入金の収納向上を目的とした美幌町税等収納向上対策本部において、役場内関係部局との連携を図るとともに、居宅介護支援事業者などの情報などをもとに、生活弱者、要保護者の把握に努めているところではありますが、今後、北海道において設置した要援護者把握のための連携方策検討会議の協議状況などを踏まえ、庁内において電気・ガス・灯油を供給している事業所との連携について、検討してまいりたいと考えております。

次に、美幌町としての要保護者対応についてではありますが、御質問の町内の知的障害者、要介護認定者重度を町として実態調査していますかでありましたが、知的障害者につき

ましては、平成24年2月1日から生活実態を把握するため、療育手帳交付者171名のうち町内在住者である110名について実態調査をした結果、障害福祉サービスなどの利用者が44名、保護者と同居している方65人となり、残り1人について町と美幌町地域包括支援センターとで訪問し、生活の実態を把握したところであります。今後においても包括支援センター、自治会、民生委員及び関係機関等で見守りを行っていききたいと考えております。

次に、電気・ガス・水道・灯油などの供給業者及び居宅介護支援事業者など、福祉サービス提供者との連絡・連携体制の強化を図り、生活弱者、要保護者の実態把握と適正な保護の実施に向けたネットワークの構築であります。本町におきましては、認知症による徘徊のおそれのある高齢者及び障害者などの把握や見守りを関係機関・団体及び地域が一体となった支援をするため、今後、設立予定の美幌町SOSネットワークにおいて、生活弱者、要保護者の実態把握と適正な保護などの実施を図ってまいりたいと考えております。

次に、特に厳冬期の生活弱者、要保護世帯へのライフラインを維持することを美幌町の原則として貫いていただきたいですが、本町においては、民生委員、包括支援センター、介護事業所の訪問、ボランティアによる見守り、配食サービスや愛のふれあい事業による安否確認、災害時要援護者の自治会による見守りなど、高齢者、障害者などの生活弱者に対し、地域を挙げて見守りを行っております。今後はさらに役場内の民生部と水道、税務及び公営住宅担当が連携し、生活困窮者の把握と適正な保護の実施を図るとともに、居宅介護支援事業者などの情報をもとに、生活弱者、要保護者の把握に努め、北海道において設置した要援護者把握のための連携方策検討会議の協議状況などを踏まえ、庁内において電気・ガス・灯油を供給している事業所との連携について、検討してまいりた

いと考えております。

次に、再生可能エネルギー導入について。

美幌町のCO₂排出量削減年次計画についてであります。美幌町新エネルギービジョンで示されたCO₂削減計画の進捗状況とその評価についてであります。平成19年2月に、今後の新エネルギー導入のガイドラインとすべく、美幌町地域新エネルギービジョンを策定しました。美幌町の新エネルギー導入計画は、太陽光発電導入、木質バイオマス利用、バイオマス燃料製造BDF利用、クリーンエネルギー自動車導入の4種の新エネルギーを主体に、CO₂の削減を進めているところです。

特に、太陽光発電導入につきましては、国や町の補助制度、パネルなど機材の初期投資コスト減、電力会社による余剰電力買い取り制度などが追い風となり、平成23年度における当初の1年間の目標値249トンCO₂に対し、現在、338トンCO₂であり、現段階でCO₂の削減は当初計画を大きく上回り、またその他3種についても現在のところ順調に推移していることから、当初計画の最終年度、平成27年度における年間の目標額1,574.4トンCO₂から2,048トンCO₂とし、CO₂削減が当初計画よりふえる見込みであります。このようなことから、現段階においての新エネルギー導入に伴うCO₂の削減の評価につきましては、高い評価を与えたいと考えております。

目標に向けてロードマップの作成、具体的な推進体制をどのように検討されているのかについてですが、美幌町地域新エネルギービジョンの策定にかかわっていただいた委員の12名の方々と、美幌町新エネルギー導入推進委員会を、また役場関係部局職員で地域新エネルギー導入庁内委員会を組織して、平成27年度までの新エネルギー導入年次計画を作成し、年度ごとの進捗状況の確認や今後の導入について検討をしています。

次に、行政の各種施設への再生可能エネルギー導入についてであります。太陽光発電

導入とクリーンエネルギー自動車に関しましては、導入がおこなわれていますが、木質バイオマスボイラーの導入とバイオマス燃料製造BDF利用につきましては、計画どおり進んでいます。今後の導入につきましては、財政状況にもよりますが、公用車のクリーンエネルギー化と、公共施設への太陽光発電導入に努力したいと考えています。

昨年の3.11災害により原子力の安全性が問題視されている現在、今後、どのように安全なエネルギーで町民の生活の安全を守っていくのかということが、行政が担う大きな課題と考えております。まだまだ地域再生エネルギーの導入は、時間やお金がかかると思われませんが、この美幌町の土や水や空気を今以上汚さず、次世代に残していくためにも美幌町新エネルギービジョンに基づく年次計画の実現に向け努力し、他の地域再生エネルギーについても検討を進めるなど、住みやすい町づくりを進めていきたいと考えております。

次に、国保一部負担金についてであります。美幌町の一部負担金徴収猶予及び減免要綱についてであります。まず、美幌町国保一部負担金減免要綱の制定については、平成23年9月議会で答弁させていただきましたが、早い時期の施行に向けて要綱等を制定するよう指示しているところであります。具体的な対応につきましては、平成22年9月13日付で改正された厚生省保険局長通知に基づき、減免の対象範囲や減免額の基準、申請手続や生活困難の認定基準等について、他市町村の要綱及び北海道後期高齢者医療広域連合一部負担金の減免等に関する取扱要綱を参考に、美幌町の要綱を策定することを平成24年2月29日開催の美幌町国民健康保険運営協議会で協議を行ったところであり、平成24年4月1日施行に向け、美幌町国民健康保険一部負担金の減免に関する取扱要綱を策定してまいります。

次に、国保の一部負担金の減免制度は、国民健康保険法第44条では、特別の理由があ

る被保険者で、通常の一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対して、一部負担金の減免や徴収猶予の措置をとることが認められており、美幌町においては美幌町国民健康保険給付規則第5条の規定により、取り扱いを行ってきたところでありませ

す。
一部負担金の徴収猶予及び減免の取り扱いについては、昭和34年3月30日付の厚生省保険局局長通知で、収入が著しく減少したときなどを対象とする基準が示されていましたが、平成22年9月13日付の通知により、この取り扱いの一部が改正され、新たに収入減少の認定基準を明確化し、国が示す基準に該当する減免については、減免額の2分の1を国の特別調整交付金で補てんすることが示されたものであり、美幌町もこの取り扱いに基づいて対応をしてきました。

保険局局長通知は、地方自治法に基づく技術的助言であり、国が望ましいと考える国基準が示されたもので、国基準に該当する世帯については、少なくとも一部負担金減免の適用を対象としていただきたいというものであります。具体的な運用に当たっては、要綱を定めて適用することになりますが、現在、美幌町では独自の要綱を策定中であるため、それまでの減免申請を受けたものは、この国基準を適用対象として認定を行ってきたところでありませ

す。
要綱策定作業の遅延についてであります

が、国保の一部負担金の減免要綱の制定が、厚生省保険局局長通知から1年半経過したことにつきましては、要綱を策定するまでに時間がかかってしまいましたが、新年度施行に向けて要綱を策定しておりますので、御理解願いたいと思

います。
以上、答弁をさせていただきました。よろしくお

願いをいたしたいと思います。
○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。
○2番（大江道男君） 最初に、生活弱者の孤立死防止策についてから再質問させていただきます。

御答弁の中で、民間事業者からの情報がなかなか得られない、その原因として個人情報保護法がネックになっていると、こういう認識だったというふうに思います。そこで美幌町の個人情報保護条例を私見ているのですが、個人情報の収集の制限、第8条がございませ

す。第9条は、その個人情報の利用及び提供の制限と、8条と9条がかかわってくるかというふうに思っておりますが、確かに実施機関、これは早く言えば役場ということですが、役場は個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、こういうのですが、関係するのは2です。役場は個人情報を収集するときは、当該本人から収集しなければならないと。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外の者から個人情報を収集することができるということで、この4に個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため緊急を要するときはできるというふうになっています。孤立死問題は、まさにこのことだろうというふうに思っております。
あるいは9項ですかね、なおあいまいもこと仮にしている場合は、役場は美幌町個人情報保護審査会の意見を聞いて、公益上特に必要があると認めたときは、できるというふうにもう一つ厳密にしております。9条においても全く同じです。その得られた個人情報の利用、それから提供の制限、これも全く本人から、個人情報を収集目的の範囲を越えて利用し又は実施機関以外のものに提供してはならないと。ただし、ここの3で個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため緊急を要するときはできるというふうになっております。それから、5項に、適正な行政執行のため明らかに必要があるときはできると。6項に、万全を期すために実施機関が審査会の意見を聞いて、公益上必要があると認めたときはできるというふうになっておりませ

そういう点で、やろうとすればできるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 法律があって、その下に条例があるということで、午前中も質問あった中でお答えしましたけれども、あえて条例改正しなくても今持っている条例の中に、大江議員言われた第8条の要綱、これを使ってできないかということだと思いますけれども、多分、これ相当しているのは差し迫った目の前にある危機をどうするかということが一つあると思います。それで、その前段に収集の制限というところがありますので、ここで本人から情報を収集して、それでその情報を目の前の危機を解決するために情報提供するというのは、この条項で十分だと、できると思いますけれども、情報をいただく方の了解をなく私どもが知り得た情報を外に出すということは、なかなか個人情報保護上は難しいのではないかなと思いますので、この条例によらなくても北海道も今、お二人亡くなった釧路ですか、釧路とあったことで、民間でライフラインを供給するLPガスであるとか、そういうところと協議を進めていただいているということでもありますので、これは本当に差し迫ったときでの対応の仕方だと思いますので、そうではなくて孤独死という全体的にどこで行われているかわからないというところの個人情報については、なかなか難しいのではないかなと思いますけれども、いずれにしろこういう人生の最後を看取られることなく亡くなっていく方は本当に無念さも感じますので、そういうことのないような体制を何とか地域で考えていかなければいけないと、そんなふうに思っておりますので、きのうの質問の中でもちょっと指摘ありましたがけれども、法と条例と実態でどういうふうにかみ合えるかどうか、研究が必要だとそんなふうに思っております。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 平成10年、2000年の地方分権改革の段階で法律の解釈につ

いても、自治体に相当幅を持たせたというふうに思っています。そして今、どうしても孤立死を防がなければならない、そのときに、そのときだからこそ本人の利益、あるいは生命・身体の安全という点で、そのためにこれを例外規定として使いますというのは、私は美幌町としてやっていいのではないかな。仮に、全国でまだやっていないとしてもこの条項をもって、決して個人情報保護法に違反はしないということでおやりになるのが大事ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

余り時間ないと思いますので、この部分と実は、国自体が何通かこの間、通達を発しています。例えば、平成13年3月30日、要保護者の把握のための関係部局・機関などとの連絡・連携体制の強化ということで、生活困窮から料金等を滞納し、水道・電気などのライフラインがとめられ、死亡等に至るといふ大変痛ましい事件が発生したので、水道・電気などの事業者や居宅介護支援事業者等の福祉サービス提供業者などとの連絡・連携についても強化を図って、要保護者の把握、適正な保護の実施に努められるよう管内実施機関に対してしっかり周知してくれと、これ国の基本的な姿勢です。

平成14年4月23日には、福祉部局との連携等に係る協力についてということで、全国の電力会社、それとガス協会、LPガス協会、ここに協力の依頼をしています。これも餓死事件など報道されていて、生活困窮者と把握できた場合に対して、供給停止について柔軟に対応してくれと。状況に応じて、福祉事務所などへ連絡を行うなどの取り組みを自主的に行われていると思うが、さらに強化してほしいと、こんな中身です。

答弁にもありましたが、今年の10月1日、これは暑さで亡くなられたということ踏まえて、やはり関係各団体に対して協力要請をすると。いずれも最後は、市町村の福祉の部分で何とかしなければならないと、そこへの連絡してくれということをやっているわ

けで、この網の目がつくられないと死に至るという形になるので、私はこういう点から見てあえて言えば、個人情報保護が個人の生命や身体を守れないということにはならないというように思うのです。

たまたま平成14年4月23日の資源エネルギー庁が出しているやつには、北海道で最も大事な灯油、灯油がなかったら本当に大変な状況なのですが、東京都の霞ヶ関でつくった文書だなと思うのですが、灯油業界については協力要請は行っていないという欠陥がありますけれども、先進的にはいいのではないかと。こういうような点で直ちに美幌町として、そこまで事態が進行していないことを祈っているのですけれども、やっぱり最悪のことを考えて、やれるし、やるのだという姿勢をまずはっきりさせることではないかというふうに思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） いろいろと国もいわゆる民間のそういったライフラインを提供するところに、大江議員言うように盛んに協力依頼をするのですけれども、そこでなかなか今までもできていないと。今回の道のやつを見ても、やはり個人情報だからというところでなかなか歩み寄れないというものもあると思いますけれども、全国でこういうことを続けていくと、やはりどこかで強権を持ってでも国はそれこそ個人情報保護法が障害になるのだったら、そこを変えるだとかそういうことをして地域で孤独死だとかそういうことをなくすべく、もうちょっと重く受けとめないといけないと思いますし、我々もそこにある危険だとか、死が迫っている、そういう人の情報は、現制度の見守りの中でしっかりとこれからも充実させて、何かあればおかしいという情報を漏らさず我々は受けとめながら、また、そういう体制をとることが重要だと思いますので、条例に書いてあるからないからではなくて、目の前にあるそういうものについては行政としては対応しなければいけない

と、そんなふうに思っています。

あと、今、道がそういうことの取り組みをしていますので、我々もバックアップすることをしながら、ぜひとも人の命を守るという観点で、情報をしっかりとお互い共有しあうことができるようなことを、ぜひとも道あたりも力を入れてやっていただきたいなど、我々もそこに呼応してさまざまなことをやっていきたいと、そんなふうに思っております。

先ほども言いましたように、地域で人知れず亡くなるということがどれだけ悲惨なことであるか、本人の無念さも含めると、やはりそういうものあると思います。そういうことは、この町から出してはいけないと、そんな思いで頑張っていきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私どもも実は政党として、2月16日にエネルギーをかかわって所管しております北海道経済産業局に対して、さらに強い通達を発出してほしいと、もちろん個人情報というのは尊重した上で、しかし、さらに踏み込んだものをしないと、守れないということで発出しております。それぞれの政党もそれぞれ、それぞれの議員もそれぞれの立場で動かれると思うのですが、仮に私たちの町で起きれば美幌町は何をしていた、議員は何をしていたということで、直ちに批判が来るという要素を持っていますし、何よりも亡くなられた人の無念を思ったときには、そこはしっかり考えなければいけないということで、あえて言えば個人情報保護法の不十分さが仮にあったとしたら、それは立法府の責任ですよ。しかし、いまだにそのことについては何らの手も打たれてないということで、では地方政府として解釈でしっかりその時代に合わせていこうと、実態に合わせていこうということで、美幌町がその先鞭を切っているのではないかなというふうに思います。その点で、次の部分を含めて聞かせていただければと思っています。

生活保護のかかわりがあります。札幌の場

合は、3回ほど福祉事務所を訪れたけれども、生活保護に至らなかった。それは「本人が申請しなかったから」と、こういう極めてふざけた対応していると、私は思います。それは保護法を見た場合に、札幌などは福祉事務所を持っていますので、自分で判断すればいいので、私たちの町は福祉事務所を設置しない町ですが、生活保護法の第19条の6項には、福祉事務所を設置しない町村の長、町長は、その町村の区域内において特に窮迫した事由により、放置することができない状況にある要保護者に対して、応急的措置として必要な方法を行うものとするということで、本人の申請の意思にかかわらず客観的な状況あれば、保護を行わなければならないということは、法律事項で、札幌市においてはそれはやられなかったということであって、法律違反ではないかと私は思うのですが、美幌町においても必ずしもオホーツク総合振興局に連絡をしなくても、直ちに救うことができるということを明らかにした上で、この原則で現場対応を求めるといえることが必要になっているのだと思うのです。

それで、美幌町は民生委員の見守りだとか、相当一生懸命やっていたことについては、本当に敬意を表しますが、必要な情報が入らないと、素通りする可能性持っています。よほどあそこのこのという特定して電気料が払われていないと、あるいは水道がとめられている、電気がついていないというふうな情報がその台帳の上にないと、どうしても見落としするという状況がありますので、そこは相当腹をくくってやっていただいて、最終的には町の責任で救済していくというような点をぜひ明確にしていきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 第1点目の地方分権、あるいは地域主権の中で、法律も独自に解釈してというようなこともちょっとお話ありましたけれども、そういったことが必要な

のか、条例がもうちょっと見直すのか、あるいは法律、条例に基づかないで現実にやっている、先ほど評価していただいた民生委員の皆さんや見守りをさまざまなことを町としてもやっておりますので、そういうところでこういった孤独死をなくすような取り組みができないかどうかは、研究してみる余地があると思います。

ただ、思いとしては、今までも見守りだとか、多くの町民の皆さんにやっていただいていますので、そういったことをベースにやっていけば、この町から孤独死をされる方が引き続きいないという状況をつくり出せるのではないかなと思いますので、ちょっとその辺は研究してみる必要があると思います。

それから、生活保護世帯の申請、あるいは認定をどうするかということですが、19条の6ということで町長ができるというような、保護できるというような、その保護自体ちょっと私、そのことを十分な解釈できていませんのでわかりませんが、今、美幌町における生活保護を受給している方が220名ぐらいおられると思いますけれども、もちろん自分で何か生活費が足りなくて生活保護を受給したいという直接本人が言ってこられる部分、あるいは地域の民生委員の皆さんが、こういう状態なので申請して受給できるようにしてくれというようなこともやっておりますので、一番多いのが聞くところによると、本人申請が多いということで、札幌でしたか例として挙げられた、断りするというところは別として、入り口段階で切るというようなことは、恐らく今までもこの町においてはなかったと思いますけれども、引き続きその辺はしっかり住民の皆さんの訴えを受けとめて、次につないで判断をしていきたいと思っています。

生活保護も制度自体の基本理念、私は正しいと思います。セーフティネットをどこかで張らないとだめだと思っております。ただ、運用の仕方で犯罪に及ぶようなケースもある

ので、そこはそこでしっかりやって、やはりセーフティネットとして生活保護受給というのは、しっかり制度的にはやっていかなければいけないのではないかなと思います。悪いところは悪いところで、しっかりと罰則規定に基づいて打ち切るなり、返還を求めるなりやるべきではないかなと、そんなふう思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 特に、この地方は生き死にかかわっては夏も、もちろん暑さは大変ですけども、主として冬なので、冬の一定のライフラインはとめないという原則を、ぜひこれは確立していただきたいということを申し上げて、次に進みたいと思いません。

二つ目は、再生可能エネルギーの導入についてであります。

美幌町の炭酸ガス排出量削減の現在の到達については、目標以上に進んでいるという状況については聞かせていただきました。ただ、よく町の新エネルギーの導入の目標を見ますと、確かに太陽光、それから雪や氷・雪氷熱、バイオマスなど御答弁でありました4種類の新エネルギーについては、目標を超過しているということで評価をいたします。北海道の計画を既に上回っているということも承知いたします。

ただ、北海道の計画を見ますと、何かよくわからないのだけれども、その他ということで、京都議定書で言っている6%に向かって、最終的には6.83削減しようと、2015年。美幌町の場合は、非常に何というのですか、あいまいな形の計画はつくっていないということだと思ふ。何かわけがわからないところに数値を乗せて、それでそれを目標とするのだというふうにしていないために、その他のところが0.17%ということで、計画全体で言えば道の6.83に対して0.75というふうに、結局ならざるを得なかったのだと思ふのです。当時としては、立てようがないということだというふう理解をい

たします。

しかし、日本全体が1990年対比で2012年には6%、世界じゅうで言えば2050年には多分50%削減というふうになりますと、とんでもない数字が目前にあるので、とりあえず努力しているところは大きいに評価した上で、その全体の計画に対して果敢に取り組んでいかなければ、今度逆に取り残されるという危険性を感じます。

それで具体的にそういう長期展望もにらみながら、美幌町がせっかく例えばチップボイラーとペレットボイラーを組み合わせたら、化石燃料を使うよりもはるかに安いぞということで、美幌方式という宣伝もされている町なので、これらで第2、第3の導入を図っていく必要があるのではないだろうか。全道一は、はっきりしているもので、全道一の造材、製材、植林を含めまして頑張っている森林組合を持っていて、林地残材も丁寧に集めればまだまだ集まるぞというようなことで、北海道芦別市では収集コストをも含めて、地域内経済が十分回るといような研究もされていると。そういう点でぜひもう1段階、得意な分野でさらに前に足を運んでいただく必要があるのではないだろうか。

それと、実証試験が終わった木質ペレットについては、今度、採算を追求していかないといいことで、目の前に迫っている話でもありますので、これをまず手始めにして具体化を図っていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 美幌町における新エネルギーの関係で言いますと、五つの大きなプロジェクトがあります。具体的には四つということになりますけれども、それで大江議員のおっしゃった四つ以外のところが、非常に弱いということだろうと思ふけれども、あと、美幌にどんな素材があるかということだと思ふけれども、一つには、家畜ふん尿あたりも何とかできないかということで、民間の方が今盛んに取り組んでおら

れまして、特許まで取られているということで、大いにこの部分では期待をしたいなと思っているのですが、我々ができる部分はペレットストーブ、あるいはチップストーブ、これら例えば公共施設に配置しながら、何とかこの計画に沿った形で多少ばらつきはやっぱりあると思います。四つのプロジェクトの中でもばらつきはありますけれども、総体の押し上げをしていかないと、なかなか目標が達成できないということになりますので、引き続き低炭素の町づくりということを標榜しておりますので、推進をしていきたいと思っております。

また、美幌方式ということでいろいろな取り組みを評価していただいております。もう1弾の2弾ロケットをエンジン火つけるようなものをということでもありますけれども、一つには、やはり3年間実証をやってきたペレットを、何とか事業化していただけないかということで期待もしておりますし、これができればまたペレット自体の、ペレットストーブ自体の普及もさらに加速されるのだろうなど。そのことでまた新エネルギーに転換していけるということでもありますので、基本的にはこの計画の着実な推進、そして民間の皆さんの力でやる部分も何とか期待をしながら、どういう応援ができるかについては、今後の課題として頑張っていきたいと思えます。そんな思いであります。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 美幌町が補助制度つくるなどもして、その結果でもありますが、太陽光の利用などは数値も出ていますが、大分進んでいると。ただ、よくよく見ますと、美幌町自身の施設の屋根の上にはないぞという声も実は届いています。窮屈な予算の中でやるということで、なかなかそう簡単でないというのはわかりますが、逆にだからこそ将来見越して、必要な投資もしますよという姿勢を、ぜひこの点ではお示しいただく必要があるのではないかとということをお示し申し上げまして、この点については時間がありませんの

で、要望しましてこれは終わりにしたいと思えます。

国保一部負担金の問題です。

確認をいたしますが、要綱はできていないが、一昨年9月13日付厚労省保険局長通知の中身で、美幌町としては現に申請があったものについては受理し、認定もしたということでもあります。

そうしますと、私の認識で言えば、昭和34年3月30日の厚生省保険局長通知以来、ただの一度も減免は、この町でなかったのではないかと思うのです。この規定による減免はなかったのではないかと思うので、初めてではないかと思うのですが、受理された中身、悪いという意味ではない。どんな中身だったのか、手短に御説明いただけませんか、あるいは件数、金額でも結構です。わかる範囲で。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいまの御質問ですけれども、現段階において、この要綱が22年9月13日にできた以降の件数については、2件に申請を受けております。詳細については、手元に資料がありませんので、今、答弁は差し控えたいと思えます。今現在、2件の申請であります。よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） あと4分切っていますので、一つだけ絞りたいと思えます。

救済されたことは非常にありがたい、うれしいことだというふうに思っています。ただ、私は担当も含めまして、美幌町の解釈の中に2000年の通達行政、2000年で通達行政が大きく変わりました。それまでは通達を根拠にして、国がこういう基準を示したのだからやれるということで、全国一斉にかがみにいたしました。2000年以降は技術的助言であって、やるかやらないかは都道府県も含めて、都道府県市町村の言ってみれば自由なのですよね。

そうすると、この文書は法律ではないとい

うことなので、もしかしたら法律と同じ効果を持っているので、そのとおりの限りにおいては問題ではないのではないかという、その判断が働いていなかったのだろうかと思うのです。しかし、多分、どこに聞いてもそれぞれの市町村で新しい制度なり要綱なり規則も含めまして、つくらないと、本当はだめなのだよということではないのかと思うのですが、その辺が1年半にわたって本来つくられるべき要綱ができていない、土台の部分にそういう認識があったのではないだろうかと思うのですが、どうでしょうか。その上でやはり地方分権になったので、国も市町村もある意味では同格なので、つくるべきものはつくるということでは腹をくくる段階に来たのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 22年9月13日、厚労省の保険局長の通知から始まって、大江議員には23年6月の定例会の一般質問でも御指摘がありました。このときは公住の家賃の問題と国保の医療費の減免について御質問ありました。

そのとき私もちょっと答えさせていただいておりますけれども、この通知については、自治法上の技術的助言だということで、最低基準を設けているものだと、そして上回ることが望ましいという御指摘がありました。その後、23年9月にも一般質問をいただきました。そのとき私お答えしたのですけれども、独自の上乗せを含めて、やはりスピード感を持って町全体としての統制とれた、整合性のとれた減免規定であったり、免除規定であったりということをやらせていただきたいということで、実は23年6月30日付で各部局長あてに実は通知を出して、それぞれが持っている公金の徴収に当たっての減免であるとか免除であるとか軽減措置について提出をもらって、ヒアリングをしてきたということでもあります。

そんな中でやっている中で、非常に問題ある部分が出てきました。それで今議会に後ほ

どまた提案させていただきますけれども、条例を改正しなければいけないものについては、今議会に4本の議案、一部改正を出させていただきますし、要綱、あるいは内規で決めるもの、これらについては3月中に制定をして、そして4月1日からの施行に向けたと思っています。

それで大江議員指摘ありましたように、この1年半かかってきたということで、このことについてのこれはトップダウンでやるべきだと、町長の責任においてやるべきだということだと思います。そういった意味で、私のトップダウンの示し方、このまずさも多分あったのではないかなと思っていますし、全体取りまとめたときに、個々の要綱を先行してやればよかったですけれども、まとめてやったほうが効率的ではないということで、多少判断誤ったところあるかと思います。

そういった意味で、この場を借りておわびをしながら、新年度に向けてしっかり取り組めるようにしていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、2番大江道男さんの一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（古舘繁夫君） 本日は、これで延会いたします。

午後 4時47分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員